平成27年五條市議会第2回6月定例会(第3号)

日 時 平成27年6月5日(金) 午前10時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	F	氏		Ż	質 問 事 項	答弁を求める者			
1	養	田	全	康	1 これからの五條市の福祉行政について(1)高齢者の福祉について(2)障害者の福祉について	市長・部長			
					2 教育の現状について(1)小・中学校の新学期の状況について(2)いじめ・不登校児童生徒について(3)中学校の部活動について	市長・教育長 部長			
2	大	谷	音	雄	1 紀伊半島大水害の原因を掌握した水 害防止対策について (1)主要原因であった豪雨防止対策に ついて (2)上流ダムの緊急放流防止の要請に ついて (3)早めの避難勧告及び指示について (4)水害発生後における緊急救援につ いて	市長・部長			
					2 紀伊半島大水害で被災された皆さん への義援金及び寄附金の総額と分配及 び使途の状況と市民への報告について	市長・部長			
					3 自衛隊を海外の戦闘地域へ派兵する 安全保障法制案の危険性と米軍と自衛 隊の日本国内における訓練演習の危険 性から考えた陸上自衛隊駐屯地誘致の 見直しについて (1)安全保障法制案の危険性について (2)米軍と自衛隊の日本国内における 訓練・演習の危険性について (3)災害救援態勢の強化について	市長・部長			

	第				第	第	第	第	第	第		第	第	第	第	第	第	第	第	第	第		
	十八				十七	十六	十 五	十四	十三	<u>+</u> <u>-</u>		+	+	九	八	七	六	五.	兀	三	$\vec{=}$		
議第	議第	議第	議第一	議第一	議第一	議第一	報第	報第	報第		報第	報第	報第	報第	報第	報第	報第	報第	報第	報第			
	議第三十八号	議第四十二号	四十一号	議第三十七号	二十七号	二十七号	議第三十六号	議第三十五号	議第三十四号	十七号	十六号	十五号		十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号
	五條市行政手続条例の一部改正について	五條市上野公園等条例の廃止について	五條市都市公園条例の一部改正について	五條市阿田峯公園条例の制定について	五條市上野公園条例の制定について	五條市食肉処理加工施設設置条例の制定について	五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について	専決処分の報告、承認を求めることについて(平成二十六年度五條市一般会計補正予算(第八号))	専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市介護保険条例の一部改正)	専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市国民健康保険税条例の一部改正)	部改正)	専決処分の報告、承認を求めることについて(半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一	専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市都市計画税条例の一部改正)	専決処分の報告、承認を求めることについて(五條市税条例等の一部改正)	平成二十六年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	平成二十六年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	平成二十六年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	平成二十六年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	平成二十六年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	平成二十六年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について	平成二十六年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について		

第

十九

議第三十九号 職員の再任用に関する条例の一部改正について

二十 議第 四十号 五條市国民健康保険条例の一部改正について

第

第二十一 議第四十三号 市道路線の変更について

第二十二 議第四十四号 平成二十七年度五條市一般会計補正予算(第一号)議定について

第二十三 議第四十五号 平成二十七年度五條市下水道事業特別会計補正予算(第一号)議定について

第二十四 議第四十六号 平成二十七年度五條市墓地事業特別会計補正予算(第一号)議定について

第二十五

議第四十七号

第二十六 議第四十八号 平成二十七年度五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について

平成二十七年度五條市介護保険特別会計補正予算

(第一号) 議定について

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

九番 七番 六番 五番 四番 山福岩窪吉宗 牧 平 養 塚 本 田 部 野 出 田 П 雅 耕 佳 康 雅清 全

司 実 孝 秀 正 寛 一 司 康

- 111 -

説明のための出席者

副市長 水道局長 教育長 市長 秘書課長 会計管理者 西吉野支所長 教育部長 都市整備部長 産業環境部長 あんしん福祉部長 すこやか市民部長 危機管理監 市長公室長 理事 (総務部長) 大塔支所長

西西河泉山近田辻河稲山福山堀樫太

峯尾田谷本井中 村次本塚田内内田

久 佳 博 進 利 稔 稔 信 康 裕 修 勝 和 伸 成 好

恵

美子幸治子巳泰彦友美二彦宏起吉紀

十 二 番 番

大 益

田谷

龍 吉

雄博

事務局職員出席者

財政課長 企画政策課長

土地開発公社事務局長

上

田

和 水

田 本

幸 剛 俊

則 明

明

事務局長

事務局次長

事務局係長

事務局主任

速記者

柳

五.

片 辰 久

竹

山 巳 保 本

仁 大 雅 勝

美 美 輔 彦 治

午前十時零分再開

○議長(窪 佳秀)ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

配布漏れはございませんか。

○議長(窪

佳秀)本日の日程につきましては、

お手元に配布済みのとおりであります。

これより日程に入ります。

○議長 窪 佳秀)日程第一、一般質問を行います。

この際、 申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、 的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

- 113 -

また、 なお、 議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。 理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、 議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、一番、養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員

一番 養田全康質問席へ〕

 \bigcirc 番 (養田全康) 議長から発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず、大きな一番として、これからの五條市の福祉行政についてお尋ねいたします。

齢化大国であるようですが、今現在の五條市の状況を聞かせていただけますか。 千六百二十六万人と、人口比率に対して三九・四パーセントまで上昇するというような傾向にあるようですが、 厚生労働省発表では、六十五歳以上が二〇一二年八月発表で三千五十八万人、人口比率二四パーセントとあります。また二〇五五年には三 日本では世界的に見ても超高

○議長 (窪 佳秀) 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)おはようございます。

番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

が七十五歳以上となります平成三十七年には、 上の人口が一万六百二十八人、高齢化率三二・三パーセントとなっております。約三人に一人が高齢者となっております。 本市における高齢者の現状でございますけれども、 高齢化率が約四○パーセントとなる見込みとなっております。 本市の人口は、平成二十七年四月一日現在、三万二千八百九十九名、 今後、 高齢者六十五歳以 団塊の世代

以上でございます。(「一番」の声あり)

)議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)全国的に見ても五條市の高齢化率は少し高い、 そんな中で、五條市が今現在高齢者福祉で鋭意取り組んでいるような施策はどのようなものがあるのか、教えていただけますか。 奈良県の平均よりもかなり高いような状態である感じがするのですけれども

○議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

が目指すべき基本的な施策目標を定めまして、 本市 の高齢者福祉の施策につきましては、老人保健福祉計画及び介護保険事業計画によりまして、高齢者社会をめぐる重要な課題に対して 基本理念であります 「生きがいのための健康づくり・機会づくり・安心づくり」に基づき、

り組んでまいりました。 具体的には、 「生きがいのための健康づくり」といたしまして、 健康診査・介護予防事業、 こころの健康相談、 歯周病疾患検診の実施に取

取り組んでまいっております。

中心となって軽スポーツの開催や世代間交流事業を通じまして、 おりますふれあい健康祭などの支援を行ってまいりました。 生きがいのための機会づくりといたしまして、 高齢者の就業機会の充実のため、 高齢者の生きがいづくりを行い、地域交流や世代間交流、 シルバー人材センターの軽易な就業を提供、 西吉野で行われて 老人クラブが

提供だけでなく、 護者を持つ家族に紙おむつを支給する事業など生活支援・家族介護支援のサービスを行ってまいりました。 生きがいのための安心づくりといたしまして、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、 高齢者の在宅での生活を支えられるよう、 軽度生活援助事業を始め、 緊急通報装置の貸与事業などの見守り事業 介護保険サービスの 重度の介

ります。 また、生活困窮高齢者が、安心して暮らせる住まいとして、五條市立養護老人ホーム花咲寮などの生活支援施設へ入所の相談等も行ってお

ケアマネジャーなどの専門職が、 っております。 地域での総合的な高齢者の支援や地域包括ケアの推進の中心的役割を果たします施設である地域包括支援センターは、 地域の高齢者の様々な相談や介護予防事業 権利擁護、 高齢者虐待の対応など、 高齢者の総合的な支援を行 保健師、

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

)議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

居老人の数というのを教えていただけますか。 行われた国勢調査で奈良県の独居老人数というのが、 番 (養田全康) 今おっしゃっていただいたようなことを取り組んでいただいておるというようなことでありますけれども、 四万六千九百一名、全国で二十五位というような結果であったのですが、今五條市の独 平成一

議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

齢者のみの世帯につきましては一千二百二十三世帯となっております。 訪問をしていただき、 現在、五條市で住んでおらます独居老人数についてでございますけれども、 調査をしております。 社会福祉協議会のデータでございますけれども、 毎年十月一日現在で、民生委員を中心といたしまして、 一人暮らしの高齢者は、 一千三百四十八名、

高

別

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

今現在五條市の要介護者数、分かりましたら教えていただけますか。 は認知症患者というのを二○一○年で二百八十万人、二○二五年には四百七十万人増加する見込みだということが発表されているのですが 番(養田全康)五條市でも独居老人一千三百四十八名おられるということですね。またそれを踏まえて聞くのですけれども、 厚生労働省で

○議長 (窪 佳秀) 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

支援者一、二につきましては六百三十八名で、合計二千三百八十六名となっております。 現在、五條市の要介護者数でございますけれども、平成二十七年四月一日現在の要介護一から五までの認定者数は、一千七百四十八名、 要

なお、このうち介護保険サービスを利用をされている方につきましては、一千八百九十五名となっております。

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

〇一番 在五條市にある介護サービス事業だけで民間も含めましてですけれども、賄っていけるようなものなのかどうなのか、分かれば教えてくださ すけれども、今後例えば、二十年、四十年と、 (養田全康) その中で、 今後高齢者の増加が見込まれると、今現在でも要介護者数が二千三百八十六名ですよね。おられるという状態で 年を重ねるごとに増加傾向にあると思うのです。 団塊の世代が七十五歳を迎えるこの頃に今現

○議長 (窪 佳秀) 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今後、 高齢者増加が見込まれる中、 現在、 五條市にある介護サービス事業所だけで賄えるのかという御質問でございます。

三年間の見込みの計画を立てまして、 を算定しております。 介護保険サービス量の見込みにつきましては、 二十七年度から二十九年度までの第六期介護保険事業計画におきましては、 不足するサービスについては、 三年に一回、 介護保険事業計画の見直しによりまして、今後、 施設等を増やすなど計画を立てております。 過去の実績を踏まえまして各サービス量 三年間の介護給付費の見込み

身近な生活圏域での福祉サービス拠点として、 第六期の事業計画においては、高齢者の認知症や単身世帯が増加する中、 地域密着型サービスの整備を進めております。 住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができますように、

在宅における支援の充実や認知症高齢者の増加によって必要性が高くなると見込まれます認知症対応型通所介護施設 わゆる認知

新規の整備ということで検討をしていきます。

症デイというものでございますけれども、

これについては、

一箇所、

また、小規模多機能型居宅介護施設につきましては二箇所を第六期中に

中においては、 なお、 認知症対応型共同生活介護施設、 現状の五施設、 九十人の定員をもって、 いわゆるグループホームというものでございますけれども、これにつきましては、 現状のまま進めてまいりたいというふうに考えております。 第六期事業期間

りたいというふうに考えております。 を図っていく必要があるため、 充実、 在宅医療と介護の連携などの各種施策に積極的に取り組んでいきまして、 在宅サービスの基盤整備等に加えまして、社会環境の変化によってますます多様化するニーズに合わせたサービスの充実と質の向 地域包括ケアシステムの充実に向けて、 元気な高齢者を含めた地域みんなによる高齢者への生活支援や見守り 介護予防を推進し、介護保険の給付費の抑制を進めてまい

就業の機会を確保し、 増進を図っております。 また、高齢者の就労支援につきましては、 高齢者の能力を積極的に活用するため、 シルバー人材センターが、 組織的に就業を促進することによりまして、 定年退職者やその他高齢者に対し、 高齢者の生きがいの充実や福祉の 希望に応じた臨時的かつ短期的

など、軽易な援助を行う軽度生活援助事業を行い、介護予防の事業を行っております。 二十七年度の会員登録数は、 三百三十名となっておりまして、 市の委託事業の一つであります高齢者の日常生活上の買い物支援や家の

六十五歳以上の就業率は男性で二七・三パーセント、 また、これは統計調査の結果なんでございますけれども、 女性で一一パーセント、全国では男性で三〇・二パー 国が五年に一度実施しております就業構造基本調査の結果を見ますと、 セント、 女性 一四・六パーセント

となっており、奈良県は幾分か下回っておるということでございます。

以上でございます。(「一番」の声あり)まだ、五條の情報については入っておりません。

〇議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)まず、今の介護サービス事業だけで賄えるのかという質問に対しては、 ていくような方向で考えるよというような形でよろしいですね。そうですよね おおむね賄えるけれども、 足らないところは追加し

といえばそうではないと思うのです。すごく元気な方が大変いらっしゃって、まだ現役でばりばり働いている方がたくさんおられると思うの 平均よりも下回っているというような状態でありますけれども、今の例えば六十五歳、 ですけれども、今現在五條市で高齢者の就労に向けた何か取組をされているようなところがあったら教えていただけますか。 その中で、就労支援というお話が出まして、奈良県においては男性で二七・三パーセント、 昔、僕らが子供の頃見ていたおじいちゃんに見えるか 女性が一一パーセントというような形で、

〇議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

うことのみで、主だった特にその他就労支援は行っておりません。 ただいま御報告申し上げましたとおり、シルバー人材センターを通じまして約三百三十名が登録されております。その方々の就労支援とい

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

〇一番 五歳以上の人口というのは何人くらいおられて、シルバーさんに三百三十人が在籍されているのか教えてもらえますか。 (養田全康)シルバー人材センターさんに三百三十名が在籍しているというような状態であるんですね。 その中で、 今現在五條市で六十

)議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長 (河村康友) 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

れておるということでございます。 五條市の六十五歳以上の人口につきましては、二十七年四月一日現在で一万六百二十八名でございまして、そのうち三百三十名が登録をさ

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

り組んでいただけたら大変有り難いと思います。 うな方もおられるかと思うのですけれども、 めてもらえるとか、いろいろな方向で改善されていくのかなと、 (養田全康) 一万人を超えるような人口があるというような中で三百三十名、それは例えば体の介護が必要であったり働けないというよ しっかり高齢者に対しての就労の支援、 市民も改善されていくのかなと思いますので、 働いてもらって高所得になってもらったらまた税金も納 就労支援に向けて何か鋭意取

それについては検討されているのでしょうか。 占めるというような地形でありますので、 続いてなんですけれども、 住宅密集地と山間部では福祉のサービスに違いがあるのかなと思うのですけれども、 地域を区切ってサービス内容を変えるとか、 そういうような必要性があると思うのですけれども、 五條市 は山 間部が約七 割

〇議長 (窪) 佳秀) 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

テムの構築を現在進めております。 安心して暮らし続けることができるように、 本市では団塊の世代が七十五歳以上となります十年後の平成三十七年に向けまして、 医療、 介護、予防、 住まい、生活支援等を連携しながら充実を図る、 高齢者福祉の施策として、 高齢者が住み慣れた地域で いわゆる地域包括ケアシス

本年度において、 今回の補正予算にも計上させていただいておるのですけれども、 県の補助事業を活用して 「五條市地域包括ケアシステム

構築全体構想」というものを策定する予定でございます。

地域包括ケアシステムを構築していきまして、それぞれのまちづくりを進める構想を練り、 た施策やサービスの提供をしていく必要があるため、 五條市における地域包括ケアのまちづくりを進めていくためには、 市全体を中学校区域ごとに六つの圏域に分けまして、 それぞれの地域の実情や市民のニーズを把握し、 五條市における地域包括ケアシステム全体構想の 圏域ごとに、 それぞれの地域にあっ 地域の実情に応じた

地域支援事業として、 各圏域の実情や市民のニーズを把握し、 介護予防・日常生活支援総合事業というものを実施いたしまして、 それぞれの地域にあった施策やサービスを提供するため、 これまで全国 一律であった介護予防通所・ 平成二十九年四月より、

0

策定を行ってまいります。

加えて、 護を市が独自に実施することで、地域の社会資源を積極的に活用した介護予防の取組を実施していくことが可能となり、 NPOやボランティアなど多様な主体によるサービス提供が図られるようになります。 専門的なサービスに

域活動に参加することは生きがいや介護予防につながることが大いに期待できることから、 ことを積極的に支援する施策を進めてまいりたいと考えております 地域住民がサービス提供側として参加することができまして、 その中で、 高齢者自身が支え手側に回ることも考えられ 市は高齢者がサービス提供の主体として活動する

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)地域包括ケアの中で中学校区を六つに分けて地域別にきちんと鋭意取り組むということでよろしいですよね

おいても山間部に合ったような形でそういう福祉サービスを提供していただけたら有り難いなとそのように思います。 これ都心部と言ったらいいのか、町場の人口密集地と山間部、かなりサービス提供の内容に差があって当たり前なのかなと、また山間部に

ていただけますか。 ビス付き高齢者住宅ですよね、これがスタートしているのですけれども、五條市にサービス付き高齢者住宅は何件あって何床あるか、教え その中で、今現在高齢者社会の対応で国土交通省と厚生労働省の共管によって平成二十三年より住宅施策サービス付き高齢者向け住宅、

)議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在西吉野にあります、「高齢者総合福祉施設 はるす 西吉野」という事業所内に九室、定員十一名でございます。

以上でございます。(「一番」の声あり)

)議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)はるすさんで九室、定員十一名やと、これって今現在満室でございますか。 これ、これから花咲寮を建て替えていこうと、ただこのサービス付き住宅、どっちかというと、高所得者向けの住宅だと思うのですけれど 間違いないですかね。 (河村あんしん福祉部長うなずく) 満室、

議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ビスが付いておるというふうなことでございますので、 養護と比べますと、 いわゆるマンション形式といいますか、部屋を借りるという、アパート形式といいますか、 養護と比べますと高くなります。 そういったところに介護サ

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

ろしいですか。市長にお尋ねしたいのですけれども、これから先、花咲寮をどのような形で事業展開されていこうとお考えか。 でまわる、ただそこで問題なのは民間企業の圧迫にならないような形で展開していくのが大事かなとそのように思うのですけれども、 新しい花咲寮にリニューアルしようというときに、いつまでも赤字経営では苦しいのではないのかなと、ある程度の収益を上げて、 うのですけれども、 前僕見学に行かせていただき見せていただきました。 (養田全康) マンション形式でどちらかというと高額な部類に入るというような形であるみたいなんですけれども、今現在花咲寮もこの 今現在五條市が税金を投入して赤字経営で回っているような状態になっていると思うのです。そうなるときに、 大変老朽化が進んでいるということで、 建て替えも考えられているような形であると思

)議長 (窪 佳秀) 太田市長。

〇市長 (太田好紀)

一番養田議員の質問にお答えをしたいと思います。

のは、当初からのいろんないきさつもあって現在にまで至っています。確かに今赤字と言われましたけれども、 ほとんどなくなってきました。そんな形の中で、五條市がなぜ進めていくかということ、当然今から高齢者がどんどん増えていく、 いのではないかという一つの結論が出たのも事実であります。民間に委託するのも一つであるかも分かりませんけれども、長年花咲寮という も先ほどから担当部長が言われたように、七十五歳になった団塊世代の方が相当増えてくるというそんな状況の中で、これから大変必要であ していこうということで、 花咲寮に対しての今後の事業展開ということでありますけれども、 民間でやることも大変なのか分かりませんけれども、 奈良県下にも今現在ああいう施設におきましては、 五條市として奈良県下でほとんどやっていないことを私たちは逆にする方がい 現在のところいろいろと内部委員会、外部委員会で検討した結果、 民間に委託したりいろんな形の中で直営にやっているところは ほとんど赤字は解消されてお

スに乗るというように聞いております。

確かにあそこの定員数が八十人ですけれども、今現在四十二、三人まで減っておりますけれども、

今後いろんな形の工夫をしながら、黒字化には十分やっていけるという前提の基でいろんな方法、

大概五十人程度で、大体採算ベー

やっていけない状況になるかなと、総合的な形の中で五條の今の現状を踏まえながら、 率がどんどん上がっていく、そしてあそこは養護老人ホームということで、 査しながらの検討、 度建てるにおいても経営的な方針においては、黒字化できるというように私は聞いております。その中でのベット数とか、いろんな問題 ズに応じた形の中で対応してまいりたいとそういうふうに考えております。 最終的な決断に至っているところであると思うのですけれども、今後そういう形の中で、五條市としてこれから高齢 元気な方がということでありますけれども、それではこれからは ある程度変えるところは変えていきながら、 しも精

以上です。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

またその他のサービスについて、収益が上げられるような形で運営できるのであれば鋭意検討お願いしたいなと、そのように思うわけであり また奈良県南部のそういう低所得者に対しての受け皿が必要だというのは大変よく理解させていただいたのですけれども、できるだけ黒字経 一番(養田全康)確かに現在の花咲寮、老朽化が進み、また奈良県下では公営でやっているような養護老人ホームというのは花咲寮だけやと 健全な状態でまわっていただけるような方向で考えていただきまして、その一つがこのサービス付きの高齢者住宅ではないのかなと、

続いて二番の障害者福祉についての質問に移らせていただきます。

でどういったような取組をされておるのか聞かせていただけますか。 国の障害者自立支援法、 平成十八年四月に施行されて、また平成二十五年の四月には自立支援法が改正されたと、そんな中、 今現在五條市

)議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

祉課窓口で各種手続きと同時に相談を受けまして、 障害者に対する事業につきましては、 のどか」に業務を委託しながら連携し、 国の制度に基づく事業を五條市としても実施しておりますが、 生活相談支援を実施しております。 必要なサービスにつなげるほか、 大淀町にございます「特定非営利活動法人 身近な窓口といたしましては、 吉野コスモ

以上でございます。(「一番」の声あり)

議長 (窪 佳秀) 一番養田全康議員。

うにか改善しないと細かなサービスというのはできないと思うのですけれども、それについてどうですか。 員もいらっしゃらない、 見させていただきますと、例えば民生委員さんとか児童委員さんという地域の役員さんが百二十二名いらっしゃると、 も相談員さん、そういうような免許、また勉強された方がいらっしゃらないというような状態に今現在なっているのですけれども、これをど 五條市はゼロやと、いらっしゃらない。 (養田全康) そんな中、 聴視覚の相談員もいらっしゃらない、民生委員さんとか児童委員さんというのは地域の役職ですね。それ以外には何 第四期の障害福祉計画の中に、専門職の状況というものがあるのですけれども、また相談員の配置状況、 知的障害もいらっしゃらない、精神保健福祉相談員もいらっしゃらない、 また身体障害者の相談 そしてまた療育の相談

○議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ことで一名募集する予定でございます。 が現状でございます。 いただいている現状でございます。 私、今述べましたように、ほとんどの精神障害疾患を持つ方の相談でございますとか、 ただ社会福祉課の福祉係には今現在保健師も一名配置しておりますし、 その者に社会福祉のみならず高齢福祉も相談業務に当たってもらうという方向で今一名を募集させて 障害福祉等々、 また新年度で精神保健福祉士を新規採用という のどかにお願いをしておるというの

以上でございます。(「一番」の声あり)

議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

)一番 (養田全康) これ例えば課とか部とかそういう垣根を越えているのではないかなと、 のように思うのですけれども、どう考えられますか 住民サービスをする上で必要ではないのかなと、

議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

りまして細分化されまして、 福祉士という者を雇用いたしまして、 議員御指摘のとおり福祉は三十年前に言いますと、福祉事務所といいまして、一本化されておったのですけれども、 福祉行政に取り組んでいくというのが一番いい姿かなというふうに思います。そのためにも先ほど申しましたように、 それぞれの課で担当するというふうになっております。本来ですと、垣根を越えまして一律で社会福祉事務所と 福祉全般的の相談ということで仕事にあたらせるということで、今回募集を掛けておりますので、 今は国の施策等々によ 精神保健

解賜りたいと思います。

以上でございます。(「一番」の声あり)

佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)これ第三期もこのような状態やったのですかね

佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長 (河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおりでございます。

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員

 $\overline{\bigcirc}$ を考えていただきたいと思います。 第四期をしっかり出していただいて、そういう専門員さんの求人を出してくれたのですね。しっかりとこの部分を改善できるような施策 (養田全康) 第三期もそのままやと、数年たった第四期出してもこのままの状態やと、何ら変わりがないような私気がするのですけれど

況や相談内容はどのような状態になっているのか。これを教えていただけますか。 続きまして、今現在のどかさんに業務を委託していると、のどかさんにはそういう専門員さんがおられると思いますけれども、 その利用状

(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長 (河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六年度の、

相談の内容につきましては、福祉サービスや健康・医療について三百十三人。また就労・社会参加余暇活動について二十九人などが含まれ のどかでの相談者数は百三十四名でございます。延べ一千二百三十二回ということでございます。

まいりたいというふうに考えております。 この相談に係る周知については、奈良県の「相談ならダイヤル」に登録しておりますけれども、今後は広報等への掲載についても検討して

また、この相談の利用者の反応は、直接聞くことができていないのが現状でございます。 先ほど議員が御指摘のとおりでございます。

アンケート等、方法をいろいろ検討いたしまして、状況把握に努め四期以降の事業に反映していきたいというふうに考えております。 以上でございます。(「一番」の声あり)

〇議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

〇一番(養田全康)のどかさんのことをなぜ言うかというたら、三月の委員会で利用状況を聞かせてもらったと、そのときに何名の方が行かれ 問をさせていただいているのです。三月から六月までに何人の方をのどかさんに相談としてお話持って行かれたか教えてもらえますか。 ていますかと、その後、 したかな。そのときにこれから考えてちゃんと取っていきますというような答弁をいただいたと思うのですけれども、 利用状況はどういう内容になっているのか、確認されているかという話をさせてもらったんですよね。予算委員会で それがあって今この質

○議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

〇一番(養田全康)今の答弁の中にもありましたように、多分のどかさんには相談に行かれているけれども、その後のフォローができていな というような状態で止まっていると思うんです。 ですから、その後どうなったのかというのをきちんと最後までみる必要があると思うのですけれども、これ是非やってください。 しっかりと五條市が業務委託して、その中で「のどかさんへ行ってくださいね。」と言うの お願いいた

そんな中、五條市の障害者手帳の保持者というのは年々増加傾向にあると僕は認識しているのですけれども、 教えていただけますか。 どのような推移になっている

議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

級四百四十二名、 現在の五條市における障害者数につきましては、 二級二百七十二名を含みます六級までの合計数が一千七百四十七名、 それぞれ手帳をお持ちの方の数で言いますと、五月末で身体障害者手帳をお持ちの方が 精神保健福祉手帳は 一級二十四名、 二級百十七名、

級が三十一名、合計で百七十二名、また療育手帳のお持ちの方はAが百七十六名、 以上でございます。 (「一番」の声あり) Bが百三十五名で合計三百十一名となっております。

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)今答弁にありました、大変多くの方が障害者の手帳を持っておられるというような中で、 せていただけますか。 ているというのが、見て分かるのです。福祉計画を見ても分かるのですけれども、現在五條市ではどのような施策が行われているのか、 障害を持たれる方が増加していっ

○議長 (窪 佳秀) 河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

ります。対象者は医療機関で受給資格証を提示していただき、三箇月後、 障害者に対します施策といたしまして、 本年四月から精神保健福祉手帳一級所持者に対しまして、全診療科における医療費助成を始めてお 自動償還されます。この負担につきましては県と市が二分の一ずつ

ります うものを社会福祉課で作っております。そのしおりを社会福祉課の窓口はもちろんのこと、市のホームページや広報等にも掲載予定をしてお また、その他のサービスの周知につきましては、市内在住の障害者が利用できるサービスを一冊にまとめました「障害福祉のしおり」とい この事業につきましては、 実績が不明でございますので、今後事業の評価を行いまして、拡充の可否について検討いたします。

談窓口の啓発に努めたいというふうに考えております。 また、障害者の皆様の目に止まる場所に設置するとともに、 民生児童委員、 自治会、 また市議会等へ配布させていただきまして、 各種の相

以上でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)平成二十七年の三月に第四期の五條市の障害福祉計画が発表されたのですね。これは例えば三期との差やどのような目的の 中で作られたのか、 お話しいただけますか

)議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

期計画を策定したものでございます。 第四期五條市障害者福祉計画につきましては、 今年三月に策定をいたしました。これは第三期計画が平成二十六年度末に終了したため、 次

おける支援態勢の充実を目指すことを盛り込んで、今回の計画を立てております。 害のある人の課題解決や適切なサービス利用に向けまして、全ての対象者に質の高い計画が作成されるよう、相談支援専門員を通じて地域に 差と言いますと、 特に法律改正に基づきます変更箇所が主でございます。対象となる障害者の範ちゅうが広がったことであったり、

だきまして、ともに考えられる態勢を目指したいと考えております。 今後はこの計画に基づきまして、 障害者施策を推進し、 少しずつではありますけれども、 障害者の皆様方に社会福祉課を身近に感じていた

以上でございます。(「一番」の声あり)

〇議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)なぜ聞かせていただいたかと言いますと、これ見せていただく中で、 葉ばかり出てくるんですよね。ということは、改正していかないといけないということは確実に分かっているということだと思うのです。た だ第三期と第四期を見させていただいて大差がないと、僕自身そういうような思いを持ったのです。 「何々していく必要があります。」とか、そういう言

優先的、積極的に購入することを推進するというような、これ国の施策で出ているのですけれども、 年四月から障害者優先調達推進法がスタートしたと、国や地方公共団体などは公的機関が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設から サービスを調達しているようなことってありますか。 ような形でやっていかないといけないと、そのように思うのです。それを踏まえて、次に聞かせていただきたいのですけれども、 これまた、国の方で決められた改正条項を見ながら改正していますよというのではなくて、五條市の障害福祉計画なので、五條市に合った 今現在五條市でそういった内容で物品や 平成二十五

○議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

害者就労施設等からの物品の調達推進方針が策定されております。 今議員お述べのように、 国におきましては、 平成二十五年四月に障害者優先調達推進法が施行されまして、それを受けて奈良県では既に障 その中には施設等からの物品を調達するため障害者就労施設からの調達機

が盛り込まれているようでございます。 会増大の配慮として、それらの施設からの調達の可能性について検討することや、 調達が可能になるよう分離分割発注などの配慮をすること

前向きに取り組んでいく必要があるというふうに考えております 今後五條市におきましても、他市の現状等も調査しながら五條市における取組として、どのようなことが可能かということを検討しまして、

以上でございます。(「一番」の声あり)

〇議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)今の答弁だったら、ないということですかね。今現在ないのですよね。 現在五條市では行われていないと、そういうことですね。これ、多分あると思いますよ。五條の五万人の森の清掃活動を障害者施設さん、法 害者が自立していけるような状態をしっかり拡充していただきたいなと、そのように思います。 きるような団体が五條市に何個あるのか分かりませんけれども、 れくらいしかないので、数は少ないのではないかなと、そのように考えるのですけれども、 面の草を刈ったりとかしてくれているのですね。他にもあるんじゃないかなと、僕は思うのですけれども。ただ僕も今思い当たるところはそ しっかりこういうことをできますよというのを啓発活動していただいて、 国で二十五年に定められているにもかかわらず、 国がそうしてあげてくださいねと、またそれをで

いただけますか。 続いてなんですけれども、 公共団体では、 法定雇用率の義務付けがあると思うのですけれども、今現在五條市はどうなっているのか教えて

)議長(窪 佳秀)福塚市長公室長

〇市長公室長(福塚勝彦)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

おります。 障害者の雇用の促進等に関する法律では、 国・地方公共団体では二・三パーセントとなっておりますが、 事業主に対しまして、常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けて 本年、 六月一日現在の本市の法定雇用率は二・七パーセントでござ

以上でございます。(「一番」の声あり)

職長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

〇一番 (養田全康) 法定雇用率二・三パーセントであると、これ公室長、 以前僕が質問させていただいたので覚えてくれていると思うのですけ

五年度○・二四パーセントとなっているのですけれども、これは正規雇用の数が○・二四パーセントということでよろしいですか。 の雇用を広報に出していただきましたよね。そういう状態で進んでいるのは大変分かるのですけれども、これ第四期の福祉計画では平成二十 れども、今二・七パーセントあるよと、その中で質問させていただいて鋭意取り組むと言っていただきまして、六月一日から障害者に対して

- ○議長(窪 佳秀)福塚市長公室長。
- 〇市長公室長 (福塚勝彦)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

いわゆる正職員と臨時雇用の職員がおるのですが、それ含めて二・四パーセントという、臨時職員も含めての数字だというように認識して (「一番_ の声あり)

- ○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。
- ○一番(養田全康)二・四パーセント、 これは平成二十五年度になったら○・二四パーセントになっているんですよ。一・とかじゃないんですよ。○・ですよ。でも十八年には四百 五十二名で身体障害者数が十一名おられると、そこで二・四三パーセントあるんですね。今現在は二・七パーセントあるんですか。 ○・二四パーセント……、平成十八年度では二・四三パーセントなんですよ、ここに記載があるのはね
- ○議長(窪 佳秀)福塚市長公室長。
- ○市長公室長 本年六月一日現在で、 (福塚勝彦)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。 議員お述べの法定の雇用率、 五條市の場合は二・七パーセント、間違いございません。
- 〇議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。
- ○一番(養田全康)これね「本市職員の障害者雇用人数は、平成二十五年度は一人であり、 正規雇用のことを言うているのですかね。それ以外に臨時職員でそれだけの数がおられるということですかね 雇用率は〇・二四パーセントとなっています。 _ と
- 議長 (窪 佳秀) 福塚市長公室長。
- ○市長公室長(福塚勝彦)一番養田議員の御質問にお答えします。
- ○・二四パーセントというと非常に少ない数字でございますので、その数値に関しては確認をさせていただくということで御了解願いたい 番」の声あり
- ○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員

(「一番」の声あり)

〇一番(養田全康)一番御家族が心配されるのは、老後自分たちがその子供たちより早く老いていく中で、どう御飯を食べていくのだろう、こ の子らはというところにあるんだろうと思うのですよ

あっせんした一般就労者、平成十七年度ゼロなんですよねこれ。二十五年度もゼロですわ。 組も千葉県はされておると、こういう先進的な例もあると思うのですけれども、現在第三期からの取組と課題に対して一般就労、五條市から ますよと、その方の作業能力等を確認して、またそのスキルアップを図って、一般企業に作業能力を確認した上で雇用を促すというような取 に送るよというような目標を立てているのですけれども、これゼロ、ゼロでずっときているはずなんですけれども、 千葉県で面白い試みがありまして、 「チャレンジドオフィスちば」、これは千葉県がやっているのですけれども、 ただでも二十六年度に目標値七、七名を 七ってできるのですかね 最長三年間、

〇議長(窪 佳秀)福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。 行政が一定期間、 いわゆる仕事をしていただくのをいろいろ検討する、 その結果を基に民間の企業に就労をあっせんするという、

ふうな御質問かなと思うのですけれども、 現在まだ五條市ではそういうことに関して取り組んでおるという状況ではございません。

以上でございます。(「一番」の声あり)

)議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

(養田全康) 今の答弁でしたら、七人という目標数を設けているわけですね。これに対してじゃどう考えるのですか

議長(窪 佳秀)福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦)一番養田議員の御質問にお答えします。

その件に関しましても、少し時間をいただいて答弁をさせていただきたいと思います。

以上でございます。(「一番」の声あり)

)議長(窪 佳秀)一番養田全康議員

○一番(養田全康)これだけ確認させていただきます。

間口を広げるというような思いはあるのかないのか教えていただけますか。 これから先、五條市は障害者の雇用に対して間口を広げる、そういう思いは、 今現在は身体障害者のみとなっておると思うのですけれども

〇議長(窪 佳秀)福塚市長公室長

○市長公室長(福塚勝彦)一番養田議員の御質問にお答えいたします。

い課題がたくさんあろうかなと思っております。その辺を整理した後に、 の方の障害の種別によってどういう場所で働いていただけるのかと、就労することが可能なのかどうかと、いろいろ整理をしないといけな あるのかないのかと言いますと、 それは前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。 判断をしてまいりたいというふうに考えております。(「一番」の ただし、 障害をお持

)議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

一番(養田全康) で考えていただけたら有り難いなと、そのようにお願い申し上げまして、二番の質問に移りたいと思います。 「ある。 」というお答えいただきましたので、そら障害の種別はかなりたくさんあると思いますので、その種別に即した形

したわけでありますが、 内の小学校・中学校の新しいスタートした状態を教育委員会はどのように捉えておるのか聞かせていただけますか。 教育の現状についてでありますが、平成二十七年度の小学校・中学校の入学式も終わりまして、本格的に新しい生活が子供たちはスタート どの校区においても、 子供らが元気に学校に通っているというような状態ではあると思うのですけれども、

議長 (窪 佳秀) 近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

わり、 ことができたと報告を受けています。この間、 本年度も、 本格的な教育活動が進められている状況となっております。 既に二箇月余りが経過いたしましたが、各学校では特に大きな問題等も発生することなく、 普段の学校生活を始め、 家庭訪問や春の遠足、 野外活動 スムーズに新年度のスタートを切る 修学旅行などの大きな学校行事も終

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

〇議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

たな取組がなされていると、 ていただいております。 (養田全康) 春の遠足、 それが大変生徒や保護者に対して好評だと聞かせていただいておるのですけれども、 今まで東京ディズニーランドに修学旅行行っていたのが、今ちょっと変わった取組で違う場所になったと聞かせ 野外活動、 そのほか修学旅行と大きな行事も終わってきたというようなお話がありましたが、今現在中学校で新 どのような取組でそのようにな

っていったのか、教えていただけますか。

○議長(窪 佳秀)近井教育部長

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

を学ばせたいという目標に基づき各学校において行き先や現地での学習内容を決定しております。 修学旅行は各学校における大きな行事の一つとなっております。これは教育の一環として行うものであることから児童・生徒にどんなこと

修学旅行の行き先は毎年変更するものではありませんが、二年から三年を経過した段階で見直しを行う場合があります

楽しい思い出や仲間とのつながりを深めることはできますが、 町について調べ、五條の良さに気付いています。それをより確かなものとするために、自然が豊かで人のつながりが深い五島列島に行き、 泊先の人に五條のことを発信する機会を持ちたいということと、 ることを目的としたふるさと学習を特色として学校づくりを進めてきております。生徒たちはその学習を継続して取り組むことにより五條の いました。その内容についてどういうことから変更になったかと申し上げますと、五條中学校ではこれまで五條学として五條の良さを発見す に温かさを感じ、 今おっしゃっていただいた五條中学校の行き先変更についてなんですけれども、 改めて五條を見直すきっかけを作りたいということで、今年は行かれたらしいです。 離島における自然体験と民泊による人々とのふれあいを通して、生活をする人 昨年度は富士と東京ディズニーランド方面に行っておりました。 今年度は九州の長崎の五島列島へ変更をさせてもら 行くだけで

や地元料理を一緒に作ったりさせてもらうことで、交流を深めて生活する人の温かさを感じることができたということを聞いております。 たいという声が聞かれるほどだったということを聞いております。 以上、答弁とさせていただきます。 実施した修学旅行の成果ですけれども、 (「一番」の声あり) 行く前にはこれまでの行き先の方が良かったと言っていた生徒が二泊して帰るときには、 特に民泊することで、五條の良さを伝えたり、 また地元の方で家業の漁

〇議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

)一番 (養田全康) 全国で就学旅行で初めて五條中学校が長崎の五島列島を訪れたというような形でテレビ局や新聞社からの取材も大変多く受けたという 素晴らしい取組で、 船に乗せてもらったとか、 長崎の五島列島に行かれたと、そこで普段できない、 また五條の良さも子供たちは五島列島の方に伝えられたと考えているわけでありますけれども、 魚の養殖場に連れて行ってもらったとか、いろんな大変いい話を聞かせていただきました。 奈良県は川はありますが、 海がないので、 漁業の体験だとかそういう 各学校において

生のクラス、これが大変元気すぎて落ち着いて授業ができないというような状態も見られているようなことがあると聞いたのですけれども、 その状況を今現在教育委員会はどのように捉えているのか、教えていただけますか。 スムーズにスタートを切ることができたというような話を聞かせていただいて安心しておるのですけれども、 市内の学校の中に小学校の一年

○議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

小一プロブレムや中一ギャップというような言葉があるように、 小学校低学年では、 学校生活に馴染むのに時間の掛かる児童、 落ち着いて

授業にのぞめない児童などの実態が見られることがあります。 議員御指摘のように、その現れ方は異なっていますが、市内の学校の中にも、そうした状況があり、 その有効な対応に努めているところで

りするなど、楽しい学校づくりに向けた取組に努めていますが、 なことでも教職員間で共通理解することなど、一人一人に丁寧な指導を進めるよう、今後も指導していきたいと考えております。 学校は、子供たちにとって楽しい場でなければなりません。各学校では、複数体制で授業を行ったり、子供たちとのふれあいを大切にした 教育委員会としても、学校と連携して、その対応に向け指導を行っています。 教育委員会としては、 家庭とのきめ細やかな連絡を大切にすること、

)議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

以上、答弁とさせていただきます。

(「一番」の声あり)

いですよね。そんな中、 に相談があったと、このときに学校側で対応ができる、また教育委員会も学校側とともに対応しなければならないと、そういった対応レベル 番(養田全康)市内の学校にもそういった状況がありと、その有効な対応に努めるということは、 差といいますか、 基準といいますか、そういうものというのはどういうとこらへんに置かれているのか、 何人かの保護者さんが固まって学校に相談に行かれたとか、そんな話を聞いているのですけれども、保護者から学校 現在確認されているということでよろし 教えていただけますか。

〇議長(窪 佳秀)近井教育部長

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

内容は管理職から教育委員会や関係機関へも連絡がきます。そしてその必要に応じてその対応について学校や教育委員会、 議員御指摘の、 対応基準あるいは対応の程度ということなんですけれども、 保護者からの願いや思いで学校だけで対応が困難だと判断した 関係機関とも協議

をし、何らかの支援が必要であれば支援を行うことになっております。まずは基本的には学校の方へお伝えいただいて、その中で対応すると

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

いうのが基本であります。

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

)一番(養田全康)基本的には学校が対応するよと、余り話が大きくなってきたら教育委員会も含めてやりますよというようなことですね。そ を聞かれてきちっと対応していただけるようなものなのか、もう学校対応だけになるのか、ちょっと教えていただいていいですか。 やでということで、 んな中、今現在もう聞いてくれているということで、分かっていただけると思うのですけれども、ある小学校の一年生児童がちょっとやんち 他の保護者さんからいろいろ話がきていると思うのですよね。これに対しては、今現在教育委員会も含めてきちっとお話

○議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

うことと保護者と連携を密にして取組を進めていく、それから教職員間の報連相、 教育委員会の方から学校の方に行かせていただいて、 指示の方をさせていただきました。 意思疎通を一致してその問題に取り組むということを指 担任だけに任さずチームとして対応していくとい

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

〇一番(養田全康)今の答弁を聞かせていただきましたら、僕が何を言おうかとしているのかを分かっていただけているんだなと強く思います 次の質問に移るのですけれども、 五條市の小・中学校でいじめ、また不登校、そのような現在の状況を教えていただけますか

D議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答えいたします。

まず、いじめについての現状ですが、平成二十五年度は小学校十三件、中学校二十三件で、平成二十六年度は、 小学校の件数は八件で、

学校八件と減少しております。

本市においては、 各校において一学期の六月中旬頃に 「記名式のいじめのアンケート調査」を市単独で実施し、 個々の実態を把握するとと

もに、早急に児童・生徒から直接事情を聞き取り、解決に向けた取組を進めております。

さらに、各校の実情に合わせて、二回目の無記名のアンケート調査を実施し、重ねて現状を把握し、 指導を行っています。

過去にいじめにあった児童・生徒や問題行動など、気になる子供たちの記

録を保管し、教職員間で共有理解し、 個別の指導を行っています。

また、平成二十六年度より導入した個人別生活カードを活用し、

こうした取組の中にあっても、それぞれの学校では、児童・生徒に係る人間関係には複雑な状況があり、 指導の在り方によってはいじめが

起こり得るものと受け止め、学校との連携の下その把握に努めているところです。

今後も、子供たちが、安全で安心して学校へ通学できる環境づくりに努めていく所存です。

次に、不登校児童・生徒の現状なんですけれども、平成二十五年度は、小学校九名、中学校十五名で、平成二十六年度は、 小学校六名、

学校二十名とほぼ横ばいとなっています。

の状況や実態を共通理解するとともに、 教育委員会においては、 毎学期に実施する不登校調査を基に各学校に子どもサポートセンターの関係職員が訪問し、 連絡、 連携を密にして、学校に登校ができる環境づくりに努めております。 学校関係者と子供たち

いては、子どもサポートセンターに設置している「くすのき教室」への通室を促しております。 具体的な対策としては、不登校の児童・生徒及び保護者とカウンセラーが直接接見し、学校に登校することが困難な状況の児童・生徒につ

名と、全ての子供たちが進学でき、現在もほとんど休みなく通学していることを確認しております。 ちなみに昨年度不登校により、くすのき教室に通室していた児童・生徒は十名で、そのうち五名いた三年生は、 公立高校へ四名 通信制

不登校に関し、本人自身の心の問題や友人関係、家庭環境などの様々な要因が考えられ、 その解消には難しい点がありますが、

携しながら今後も丁寧に対応してまいりたいと考えております。

(上、答弁とさせていただきます。 (「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

○一番(養田全康)各校において一学期の六月中旬に無記名のいじめアンケー 校・小学校、全校生徒に対して行われたということでよろしいですか ト調査を実施されたということでありますけれども、

議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)小学校・中学校、全校生徒でございます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

ばお兄ちゃんやお姉ちゃんのお古を持って行っているとか、また彫刻刀であったらシリコンが入って手が切れないとかいうような彫刻刀があ いて、ここから選んでくださいというような状態で選ぶのですけれども、 に絵の具セット買ってくださいねとか習字セット買ってくださいねとか、うちも子供がおりますんで、学校から散らしのようなものをいただ ることは大変有り難いと思うのですけれども、 また、くすのき教室におられた五名の三年生は公立高校や通信の学校へと進学することができたと、そういう状態で取り組んでいただけてい ってくださいねというような、そういうものなのか、どこで買ってもいいよというような形になっているのか、 ふうな形でからかわれたりとかいうことがあったというような話を聞かせていただいているのですけれども、 ったりして、今までのお古を持って行ったり、散らし以外から購入した子供がほかの生徒に「お前らちょっと違うやんか。」とか、そういう (養田全康) そんな中で、 そういういじめは減少しておるということで、 いろいろな家庭の事情があると思うのですけれども、 ある小学校の親御さんに聞かせていただいたのですけれども、 大変成果が出ておるのではないのかなと、そのように思うのと 物品の購入、子供たちが学校に通うとき これは学校側からこの中から買 聞かせていただけますか

)議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長

(近井稔巳) 一番養田議員の御質問にお答えいたします

ないためにも学級通信の中でそれを周知したりとか、そういう方法をとっております。 今議員が御指摘の習字セットや絵の具セットの関係に、 活用できるものは活用してくださいと。本来それぞれが商店で購入して準備を行うものとなりますが、そういう混乱を招 特化してではないですけれども、そういうものの備品に関しては、

よく保護者の方にはわざわざ買いに行けない、どんな物を買えばいいのか、 そういう保護者にも分かるように学級通信等に周知をさせていただくような形をとらせていただいております。 非常に分かりにくいというような御質問があるみたいなんで

4、答弁とさせていただきます。 (「一番」の声あり)

養田全康議員に申し上げます。 養田全康議員の一般質問の持ち時間は後約二十分となっております。一番養田全康議員

〇一番(養田全康)後二十分ですね。はい、分かりました。

周知活動をしていただいておるというようなことでありますけれども、 子供たちの中には、 多分悪意も何もないんでしょうけれども、 っな

ら子供らも理解して、 子供に対しても、例えば皆さんに配るときに「お兄ちゃんのお古やのお姉ちゃんのお古があったら、持ってきいよ。」そういう一言があった した形で指導していただきたいなとそのように思います。 んかお前、俺のと違うやんけ。」というようなこともあるような話を聞かせていただいておりますので、親に対しての周知だけではなくて、 違っても当たり前なんだなというような状態になると思うのですけれども、そういうのをまた教育委員会からきちっと

えているのか教えていただけますか 続いて、次の質問に移るのですけれども、 中学校の部活動についてなんですけれども、 中学校の部活動の意義を教育委員会はどのように捉

○議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答えします。

生徒が、学級や学年の枠を越えて集まって、 楽しさや喜びを味わい、 中学校で行われている部活動は、各学校の教育理念に則り、教育活動として実施されております。共通の種目や分野に興味・ 豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも、 自主的・自発的に行う活動であり、 学校教育においてきわめて有意義な役割を担ってきました。 有意義な活動と捉えております。 関心を持った

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

以上、答弁とさせていただきます。

(「一番」の声あり)

各中学校とも人数が減少することによって以前よりも部活の種類が大変減っているというような状況にあると思っております。やりたい部活 化が進んだらその解消になることも考えられますが、 が自分の通う学校にないということは生徒にとっては本当に残念なことだなと、そのように思うのですけれども、 ように考えておるか、 き方にも影響するのではないかなと、そのように考えられます。非常に大切な活動だなとそのように思うのですけれども、 (養田全康) 今答弁いただきましたけれども、部活というのは、心身を鍛える、また友情を深める、子供たちの現在、 聞かせていただけますか 実現するまでの生徒たちがやりたい部活動に取り組めるための手立てというのを、 現在予定している学校適正 そのような部活 あるいは将来の生

)議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

どの中学校でも、 部活動が活発に行えるようにしていきたいという思いは、 教育委員会にとっても同じ思いです。 しかし、 市内の各中学校

では生徒数が減少し、実施できる部活動の数を制限せざるを得ない状況にあります。

学校及び指導者とも協議をしてまいりたいと考えております。 そんな中、 部活動の開設数を増やすことにより、 しかし、全ての希望に添うような形で進めることにも限界があります。今後、 中学校においては、 生徒がやりたい部活動に取り組める環境を作るために、 指導者の確保も含めて運営が困難となり、結果、 より多くの希望に添うために、どのように対応できるか 活動できない部活動も生じている状況にあります。 二つの中学校が合同で活動しているケースも見られ

以上、答弁とさせていただきます。(「一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。

うような状態になっていると、確かに少子高齢化で学校適正化がしっかりできるまで我慢をしていただかなくてはならないのかなと、でもそ そういうような内容で越境されて、部活動をやりたいというような子供たちが多いと聞いております。また今、 自分のやりたい部活動がない、中学校に頼みに行ったと、この部活を作ってください、 部活がないから越境するというような子もおられるようです。また部活動があっても、例えばそこの部が強い、 はないのかなと、そのように考えるのですけれども、これしっかり今答弁いただいたように、 れは大人の事情であって子供たちにはなんら関係ないと、しっかりやりたい部活動をやれる環境づくりを作ってあげられるのが大人の役目で 番(養田全康)これやりたいと例えば、 聞かせていただけますか。 一つの問題になっていると思うのですけれども、 小学校六年生の子が中学校に頼みに行った、 越境すると、越境する子供たちは自分がやりたい 学校や指導者と鋭意検討していただけるのかど またいい先生がおられるとか ある小学校の六年生の生徒が 今そうい

)議長(窪 佳秀)近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳)一番養田議員の御質問にお答えさせていただきます

そういうものをクリアしなければならない課題もたくさんあると思うのですけれども、 がらそういう問題については考えていきたいと、そのように思っているところでございます。 ブ活動というのもかなり大きなポイントになると思うわけなんで、 大変難しい問題なんですけれども、 活動におけるけがへの対応とか指導者の責任の問題とか、 今後いろいろな状況を調査しながら、できる限り学校や指導者と話をしな 中学生活を有意義に、 移動手段の方法、 また楽しく過ごすためにはクラ あるいは保護者の関係とか

4、答弁とさせていただきます。 (「一番」の声あり)

- ○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員。
- 〇一番 (養田全康) 答弁いただいていいですか。 話し合いの場を持っていただけるというような方向で聞かせていただいてよろしいですかね。 よろしいですか……。
-)議長(窪 佳秀)堀内教育長。
- ○教育長(堀内伸起)一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

あがっているのですけれども、かなり多くの子供たちが参加しているのも事実であります。 現在五條市の学校では、 中学校五つとも部活動が活発に行われています。構成人数は平均しますと大体七八パーセントというような数字で

活を送らせたいというもので、こうした点で部活動は大きな役割を果たしているのが事実であります。 ず部活動をやりなさいというのではなく、子供たちの自主的、主体的な活動と、学校が部活動の意義を活かして子供たちによりいい中学校生 います。このクラブにつきまして、部活動という名前で呼ばれていますけれども、二〇〇二年に必須化というのがなくなりました。つまり必 それぞれの学校ではできるだけ多くのクラブを構成して、そして子供たちにやってあげたいという思いは学校の方も持っているだろうと思

うのが認められるとか認められないとか、複雑な状況も実はございます。また県外のあるところでは、特定の学校に種目を決めてそこに自由 方法についても工夫できないか、これも含めて検討していきたいなというように思っております。 校との協議を十分やって、また子供たちや保護者の意見を十分くみ取って、できる限り部活が有効にいくように考えてまいりたい、またその に行くという部活もやっているところもあるようには聞いておるのですけれども、こうしますと、それぞれの学校の部活が減っていってしま う、本当に行きたいのだけれども行けない子供たちもたくさん出てくるというデメリットもあるようにも聞いております。いずれにしても学 先ほど部長の方からもお話がありましたように、例えば今も二つの学校が一緒になってやっていると、それでも種目によって対外試合とい

5上、答弁とさせていただきます。 (「一番」の声あり)

- ○議長(窪 佳秀)一番養田全康議員
- でもらえるような状態を考えていただきまして、 競技種目によっても、 また同じ市内で住んでおりながらこの中学校にはあって、この中学校にはないというような状態なので、しっかりと選ん 難しいのがあると思うのです。ただ子供たちにしっかり選んでもらえるような状態で、 取り組んでいただけたら有り難いなとお願い申し上げまして、 私の一般質問を終わらせてい 自分のやりた

ただきます。

○議長(窪 佳秀)以上で、一番養田全康議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時二十分休憩に入る

午後一時零分再開

)議長(窪 佳秀)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。 議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、 的確にお願いいたします。

般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員

[十二番 大谷龍雄質問席へ]

〇十二番(大谷龍雄)それでは議長の発言許可をいただきましたので、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。 まず最初に、紀伊半島大水害の原因を掌握した水害防止対策でございますけれども、この大水害、大塔災害で亡くなられました方、

いまだ見つかっておられない皆さん方へ心からお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられました全ての皆さん方に心からお見舞いを

申し上げまして、質問に入ります。

主要原因でありました、豪雨防止対策についてということでございます。

この豪雨をなくすために頑張らなければ、 あります。そして、この豪雨によりまして、大きな山が崩れ、また熊野川が増水して多くの方々が被害に遭われたわけでございますけれども、 大塔町で約九八九ミリ、その上流の天川村で一、〇四〇ミリ、さらにその上流の上北山村では二、二九三ミリ、こういう豪雨であったわけで れども、もう一度明らかにしておきたいと思います。災害は九月四日に発生しておりますけれども、八月三十日から九月四日までの総雨量 御存じのように、 あの紀伊半島大水害のときの豪雨というものはどれくらいであったのかということを、皆さん方も御存じだと思いますけ 被害を受けられた方への責任を果たしたことにはならないというふうに私は考えております。

突から出る二酸化炭素の原因であります石油化学製品とかいろいろなごみをいかにして燃やす前に分別していくかということも、これからの るのかということも、 その原因である二酸化炭素をなくすということは、 化を促している二酸化炭素をなくさないかんということで、今世界的に多くの取組がされております。 課題でありますけれども、 たということは、 では一番特徴的なのは、 ていただきまして、 この したがいまして、 削、 災害の復旧・復興に追われまして、大変忙しかったと思いますけれども、この豪雨の原因でございます地球温暖化、 やはり一石二鳥、 太陽光発電も大変増えておりますし、また我が五條市といたしましても、 五條市として頑張っておりますけれども、 私たち地方自治体はよくつかんで、 みどり園の燃やすごみを減らすということで、 このように、 三鳥の貢献をしているのではないかと思いますけれども、 日本国中が今大変努力しております。 世界の国々が協力し合って取り組まなければならない、とてつもない大きな課題でありま 問題があれば、 日本国民の代表である日本の政府がこの課題に対してどんな姿勢になって 新聞・雑誌・段ボール等の無料回収をしまして、燃やすごみを減らし 政府に意見を挙げるということが必要ではないかというふうに思う しかし御存じのように、この地球を取り巻く温暖化をなくす、 さらにこれにとどまらず、さらにみどり園の煙 いろいろ取り組んでおりますけれども、 我が五條でも民間の皆さん方も頑張っ

億トンで五番に入っているわけです。日本が排出している二酸化炭素、 中国が九十五億トンで一番、アメリカが五十九億トンで二番、インドが十九億トンで三番、 換算は一九九〇年比で一八パーセントなんです。先ほど二日に安倍首相の責任で決められたね、 比で二五・四パーセント削減するというふうに発表しました。これを京都議定書で決めました一九九〇年比でこの目標を換算しますと、この いております。本部長は安倍首相ですね。 ントというのは、 ところが私の調べた範囲内では、 一九九〇年比でいうと一八パーセントなんです。 日本の政府は非常に不十分であります。去年、 この会議で温暖化・温室効果ガスの排出量を削減する目標を出しておりますけれども、 ところが日本の政府は、 おととしの世界の二酸化炭素の排出量を申し上げましたら ロシアが十七億トンで四番、 この日本の二〇〇五年の比、二五 この六月二日に地球温暖化対策推進本部 その次に日本が十四 ・四パ ーセ

国EU二十八箇国はどうかと言いますと、 そしたら他の国はどうかと言いますと、アメリカは二〇〇五年比で二六から二八パーセント削減すると表明しております。こ 明日ですか、 ドイツで先進七箇国首脳会議が開かれますけれども、 わずか一四から一六パーセントに過ぎないのですね。日本よりもまだ少ないのですね。そしたらさらに、 もう一九九○年比で四○パーセント削減しますよということを明らかにしています。 この中で安倍首相が、 今私が申し上げました一九九○年比で一八パー 3 は、 九

るのに、 セントの削減を表明するという予定になっておりますけれども、 これくらいの姿勢だということなんです。 こういう世界の中で五番目に地球温暖化につながる二酸化炭素を排出してい

二〇三〇年までには大幅に削減するという目標を掲げているということであります。 番多く排出しております中国は、 ちょっと今回は二酸化炭素の削減義務は中国は 一番トップですけれども、 ないらしいです。 ないけ れど

見を挙げていくべきだというふうに思います。 政府に紀伊半島大水害の一 界中各国で起こっております最近のインドでの四十二度以上の熱波、 験した奈良県の五條市を始め紀伊半島大水害は三重県も関係しますし、 本とアメリカはこの問題の解決にも世界の中では模範を示さなければならないというふうに思いますけれども、 いわゆる責任者の話では竜巻が突発的に起こったと言われております。 このように、世界で五番目の二酸化炭素排出の日本が非常に欧州連合と比べても低い目標でありますけれども、 番の原因である豪雨をなくすためにもっと、 それから竜巻、 こういうふうにいろんな悪影響があるわけでありますから、 地球温暖化をなくすためにもっと世界の中でも頑張るべきだという意 和歌山県も関係しますから、この三つの県が一緒に手を携えて日本の 中国の四百人以上の客船が沈没しておりますけれども、 そのためには大塔町災害を経 最近 の地球温暖 化による世

ような被害が発生しないとも限りませんよ。 道府県が連携して日本の政府に意見を挙げるということをしなければ、これ今の状況でしたら、今年また大塔町災害のような豪雨でまた同じ 大きな台風で被害を受けたのは、去年は広島、 その災害の原因である豪雨をなくすために頑張るということにもこれからもう少し力を入れるべきではないかなというように思い 今の地球温暖化の状況から言いましたらね。 その前は伊豆大島ですか、 あちこちで被害の都道府県があるわけですから、 だからやっぱりこの間、 復旧・復興に追われました 被害を受けた都

ムの管理者は責任を感じたのだと思いますけれども、 大塔町災害のときには、 もう一つの災害の原因でありました、 八〇〇トンを放流したんですね。 この猿谷ダムの倍以上の緊急放流、 そして緊急放流しなくてもいい万全の態勢をとるということで見直しましたけれども、 九月二日、 猿谷ダムが八○○トン放流しておりました。ところが後の九月三日、二十二 上流ダムの緊急放流防止の要請についてでございますけれども、 だから主要原因は上北山村の総雨量二、二〇〇ミリというものが関係しておりますけれども、 これも下流の皆さん方の被害に大きな影響を与えているわけです。 猿谷ダムのダム操作を見直して、 大きな大雨が予想されるそういう前にはダムの貯水量 まだ私たち五條の上流にはダムがたくさ 御存じのように、 一時十七分には猿谷ダムは だから、 紀伊半島大水害の その後、

私は判断しております。 だまだ大雨前に緊急放流をなくすためのダム操作の改善をとったのは、 黒渕ダム、そして黒渕ダムは平成二十四年の大雨で、いわゆる黒渕ダムの放流によってその下流の民家が押し流されましたね。このようにま ではないかというふうに思いますけれども、 う少ししたら大雨の時期ですから、六月末遅くても七月中頃までに文書で要請するということは、大塔町災害の被災者への皆さん方への責任 んあります。 吉野川上流には津風呂ダム、 だからダムの緊急放流をなくすための対策を文書で五條市として、 大滝、 この点についても答弁をいただきたいというふうに思います。 大迫ダム、篠原ダム、そして熊野川上流には九尾ダム、川迫ダム、 今申し上げた中では、 今明らかにしました上流周辺のダム管理者に、 猿谷ダムだけですわ。 その真ん中に一の木ダム まだほかはとってないと

とが大事だと思います。 避難指示も早い目にという防災計画の見直しをされたわけでございますので、 ましたように、防災計画の見直しをされて新しい災害に応じた避難場所が確保されてきつつあります。また避難勧告も早い目にということに それと早い目の避難勧告、 指示につきましては、 大塔町災害の教訓から防災計画の見直しをしまして、 あの計画に基づいて、 迅速な避難誘導をしていただくというこ 昨日の一 般質問でも答弁されており

四番目の水害発生後における緊急救援については、 この間皆さん方も明らかにされておりますけれども、 私としては、 特に重要な点

を再度明らかにしておきたいと思います。

数よりも五十七人少ないのに、六十三人まだ減らそうという計画なんですね。 かったのに、五條市の災害で一番現場に急行せないかん消防職員が、まだ減らされようとしていると、五條市管内の消防職員は減らないとい うことだと思いますけれども、 御存じのように、 そしてまた自衛隊とか、いろんな大勢の救援をいただいたわけですけれども、 これは大塔町災害から考えても減らすということは、これはもう災害救援のためにも減らさないようにしなければならないと思いま 紀伊半島大水害の大塔町災害では、 広域消防全体としては、 災害発生後地元の自治会、 今私が明らかにした人数を減らすという、この方針にあるのではないかと思い あの大塔町災害であれだけ大勢の救援をもらわなければならな 消防団、 ところがいわゆる奈良県広域消防の職員は今でも法定 五條市の職員、 その他関係者、 五條市外の 、ますけ 消 防署

起こっても、 田園の火事に職員全部行っていますから、 大きかったらそんな状況になるわけですから、 田園で大きな火災がありました。 救急車が出られない。」と、こういう対応しかできなかったということですからね。 このときにちょうど同じ時刻にある市民が消防署に救急車の要請の電話をしたら、 なおさら広域消防の職員は五條市だけのことを考えずに全体として減らさないと 一つの火災が

うか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。 いうことが、これは、 誰が考えても私は当たり前のことだと思います。 今、 この広域消防も職員を減らすという方針をまだ持っているのかど

くと、これが必要ではないかと思います。 消防団、 それからもう一つは、 消防署の皆さんも頑張ったわけですけれども、こういう状況を経験しているわけですから、消防署にもユンボ等の重機を配置して 大塔町災害でも大きな山が崩れまして、 自衛隊もその土砂の取り除き等々にも頑張っていただいたと、 同 時に五:

生かしてもらわなあかんのちゃいますか。これは日本全体の必要な課題だと思いますね。 ましたやろ。これは、これからの大きな災害、救援・復旧のときには、この大手の業者の技術力と力を五條市もそうだけれども、 の工事のときにはブルドーザーやユンボの使用に当たって、運転手の要らないコンピュータ制御で動くブルドーザーやらユンボを使用してい ただいているということでございますから、これはいいですけれども、もう一つは、 が五條市、また吉野郡の方の消防署には広域消防の中でユンボを配置するということを求めていくべきではないかというふうに思います。 というように言われていますからね。だから大きな災害のときには大型重機も必要だけれども、 るところの路地の土砂の取り除きは小型のユンボが非常に役に立ったということで、 もう一つは、今まで申し上げましたように、 去年の広島災害のときに、 あの大きな山が崩れましたけれども、 実現しておりますけれども、五條・吉野郡の建設業者との災害支援協定、これは今実現してい 大きな山崩れの取り除きは大きな重機が要ったけれども、 大塔町災害の復旧工事のときに大手建設業者は急峻な山 広島市の地元の建設業者はかなり大きな役割を発揮した 実際持っている力を貸してもらうと、これが必要だ 小型のユンボも必要になるわけですから、 家が密集して 日本全体で

おりますけれども、 責任からいうてもこの態勢を整えるべきではないかというふうに思いますけれども、 そのほか、災害発生した以後の救援に当たってはもっともっといろいろ、たくさん必要なことがあるということは、 私はやはり五條市の建設業者との支援協定以外の今申し上げましたことは、 答弁をお願いしたいと思います。 やはり災害を経験し、 被災者の皆さん方への 大塔町災害で経験して

)議長(窪 佳秀)山本危機管理監

○危機管理監(山本修二)十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

化については、 一つ目でございますが、 防止対策の問題は非常に難しく、 主要要因であった豪雨防止対策についてでございますが、 地球規模で取り組んでいく必要のある課題であると考えます。 豪雨災害の主要な原因と言われています地球

球温暖化対策の重要性」を訴えるため、 で台風が日本に接近するなど、異常気象ともいえる状況を踏まえ、 それから二つ目の上流ダムの緊急放流防止対策についての問いでございますが、大滝ダムは伊勢湾台風によりまして吉野川大水害を機に、 「承知のとおり、 政府において温室効果ガスの排出量の削減目標が定められておりますが、本市といたしましても、 奈良県市長会や近畿市長会等を通じまして、 今後におきましても引き続き要請をしてまいりたいと考えております。 従前から要請をいたしております。 政府に対しまして「 本年も、

奈良県・和歌山県への利水、及び水力発電を目的とした多目的ダムとして建設され、平成二十五年四月に運用が開始さ

紀の川の治水調整と、

れました。

ていただけるよう、 しながら、本市といたしましても、大きな被害を受けたこともあり、 ムの洪水調整を文書で要望しておりますほか、 御指摘のとおり、 従前から要請を行っているところであります。 大滝ダムは放流量を調整し、 国土交通省やその他関係機関に、 下流部における洪水被害を防ぐ、 昨年、 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所にも大迫及び津風呂ダ 下流住民に対し影響が出ないような河道整備と管理運営をし V わゆる洪水調整機能を兼ね備えたダムであります。

今後も、市民の生命を守るとの観点から、継続して要望をしてまいりたいと考えております。

三つ目でございますが、早めの避難勧告及び指示についての問いでございます。

出ました。気象庁においても、 それに関しましては、昨年八月の広島での土砂災害は、深夜から未明に降った局地的豪雨により、 特別警報を運用し、 早めの避難に資する情報の提供に努めているところでございます。 住民の避難が間に合わず多数の死傷者が

クとハザードマップも見直し、自主防災会などを通じまして各地区の市民の皆様方に配布したところでございます。 本市といたしましても、 先の紀伊半島大水害等による教訓を踏まえまして、 五條市地域防災計画の見直しを行い、 併せて、 防災ガイドブッ

市民の皆様の命を守ることを最重要課題といたしまして、少しでも早い時期に、多くの方が安全かつ素早く避難行動が行えるよう防災行政

無線の整備など各種対策を進めております。

タンスで対応してまいりたいと考えております。 ております。避難指示等の発令は、 奈良地方気象台を始めとした関係機関とのさらなる連携や情報共有にも努めており、 最悪の事態を想定し、疑わしいときは行動を起こし、 空振りは許されるが見逃しは許されないといったス 気象情報とは 命 を守る重要な情報と認識

有事の際に考えられる最善の対策が取れるよう、万全を期したいと考えております。

四つ目でございますが、水害発生時における緊急救援という問いでございました。

防関係協力市町村災害時応援協定や、 大規模災害が発生した場合には、 市民の生命を守ることを最重要課題といたしまして、災害発生後における緊急救援について、各種団体などとの協定の締結を目 市単独の緊急救援には限度がございます。そのため、 建設業協会を始めといたしまして、多くの市町村や団体と災害時の相互応援協定を締結しております。 本市におきましては全国の十三市町村からなる、

と考えております。 また、ハード面といたしまして、あらゆる災害に対応するため、 広域防災拠点としての機能を有する施設を県と連携して進めてまいりた し作業を進めてまいりたいと存じます。

てスケールメリットを生かすということを念頭に、運営に関しまして広域消防組合にも要望していきたいと考えております。 また、広域消防組合の件でございますが、 大きな災害時に小さな重機があれば、 消防に装備をというお話でございました。 人員も含めまし

以上、答弁とさせていただきます。(「十二番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十二番大谷龍雄議員。

○十二番(大谷龍雄)はい、 を広げて奈良県・三重県・ いわゆるリーダー役として、 豪雨対策に対する政府の要望については、 和歌山県・広島県、 奈良県の中でも五條市はリーダー役として頑張っていただきたいと。 そのほか大きな災害を被ったところは全て協力し合って、 市長会等々でやっているということですけれども、 政府に毎年要望していくという取組 もっとこれか らは

きっちり文書で実現するまで要望を出していくということを強く申し上げておきたいと思います。 ようにたくさん大迫・篠原・一の木・黒渕・九尾・川迫ダム等々は答弁には入っておりませんでしたので、やはりこういったダム管理者にも それから、ダムの緊急放流について、 津風呂・大滝は申し入れているというふうに言うてくれていましたけれども、 後、 明らかにしました

のことをお知らせするサイレンが付いたわけですけれども、しかしこれだけの死者を出した大迫ダムはまだ現在緊急放流防止対策は立ててい ましたかね。それと家屋、 皆さん方も御存じのように、 作っていないと思いますね。 昭和五十七年八月一日の台風十号の大雨によりまして、 竹やぶ等の山林等々、 上流ダムの緊急放流が原因で多くの皆さん方が亡くなったのは、 しかしその下流に大滝ダムがあるということであっても、 大きな被害を受けたわけですね。それを教訓に今吉野川沿いに大滝ダムが放流する前にはそ 大迫ダムが緊急放流したために、死者七名、 大滝ダム全て受入れられるだけの 五條市としては今回の大塔が初めてではない 行方不明者も三、 四名おり

は到底持ちこたえられないから、放流しているのですよ。だから今以上の大雨が降ったら大迫ダムが緊急放流した場合、 量がないから、毎年大滝ダム、 全てのダム管理者に一つ文書で要望されるように強く申し上げておきます。 って普通の放流ではなしに、 緊急放流しなければならない状況にも追い込まれるということも考えておかなければなりませんからね。 「これから放流しますよ。」ということで放流していますね。緊急放流でなくても放流しなければ、 大滝ダムはそれに伴

答弁にはなかったというように思いますし、 れども、災害の原因をなくす、そのためにもこれからもっと本腰を入れていただくということを強く要望しておきたいというふうに思います。 から申し上げましたように、 それから、次の質問に移ります。 災害発生後の緊急救援につきましても、いろいろ今までよりも積極的な答弁がありましたけれども、大手建設業者への災害時の支援協定は 五條は多くの人が災害によって命を亡くしているわけですから、 広域消防職員の削減についても、ちょっと答弁が薄かったように思いますから、一つ私が先ほど もう復旧・復興も大変忙しかったと思いますけ

直接五條市に寄せていただいた義援金と奈良県が受けて奈良県から五條市へ配分された義援金と大きく分けて二種類あります。そして配分に つきましては、 ございますけれども、 もう被災者の皆さん方への基準に基づく分配は終わっているのかどうか。人権に触れることのないような答弁をお願いしたいと思いま 通告しておりますように、紀伊半島大水害で被災された皆さんへの義援金及び寄附金の総額と分配及び使途の状況と市民 一つの基準を設けて配分されておりますけれども、 御存じのように、 大塔町災害直後、 五條市の皆さん、五條市外の皆さん方から義援金が寄せられております。 この義援金の現時点での、 直接奈良県から下りた双方の義援金の総額は幾

基づいて、どういう使い方をされているのか、 て、多分奈良県から下りた寄附金はないと思うのですけれども、 それともう一つは、 寄附金、寄附金も大塔災害では多くの方から五條市に寄せられております。寄附金は五條市に直接寄せられておりまし それを明らかにしていただきたいと。 あればそれも含めて現時点で総額は幾らで、 その寄附金はどのような基準に

そして、そのことをやはり市民の皆さん方にちゃんと報告をされるべきだと思いますけれども、 いかがですか

議長(窪 佳秀)河村あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長(河村康友)十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市の災害義援金の配分額につきましては、 人的被害・死亡につきましては、 一次・二次合わせまして、 六名に対し、 一千百二十八万円

ましては、同じく二名で百八十八万円等を配分いたしまして、市に対する義援金の配分計百二十五件で、七千五百二十一万五千円となってお 行方不明者につきましては、同じく四名に七百五十二万円、住家被害・全壊につきましては、同じく十七名に三千百九十六万円、半壊につき

者につきましては、 く二名に二百五十万円等、 県の災害義援金の配分額としましては、 同じく四名に一千万円、住家被害・全壊につきましては、同じく十七名に四千二百五十万円、半壊につきましては、同じ 配分をしておりまして、合計百七件で、一億六百七十五万円となっております。 同じく人的被害・死亡につきましては、一次・二次合わせまして、六名に一千五百万円、

これにつきましては、全て配分済みでございます。

この義援金に係る広報周知につきましては、一次配分については、 平成二十四年一月号で、二次配分については、 平成二十四年四月号で、

既にお知らせしております。

以上でございます。

〇議長(窪 佳秀)福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦)十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

九十五円をお寄せいただいております。 紀伊半島大水害で被災された方々への寄附金でございますが、現在、百七十七件の個人及び団体の皆様から総額四千八百四十四万二千七百

六月の補正予算に、二千七百四十三万一千円を計上しております。 その全額を大塔町全体の復興のための基金として積み立てておりまして、本年度その一部を大塔診療所改修に係ります事業費に充当すべく

また、今後、紀伊半島大水害で犠牲となられた方々の慰霊碑の建立費用に充当したいというふうに考えております。

皆様の御厚意に深い感謝を表すとともに、 復興に向けての本市の姿勢を示すために、 寄附の状況や使途につきまして、 市の広報 ホ ムペ

-ジで報告してまいりたいというふうに考えております。

また、慰霊碑のしゅん工の際には、その写真を添えまして、改めて御寄附をいただいた皆様にお礼状を差し上げたいというふうに考えてお

るところでございます。

以上でございます。(「十二番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十二番大谷龍雄議員。

〇十二番(大谷龍雄)本会議でこの報告を受けたのは、私の記憶では今初めてだというふうに思います。報告を受けまして、一応義援金につき ましては、基準に基づいてほとんど配分、 分配済みだと。

告すべきではないかというふうに申し上げておきますけれども、 必要性は余りないのではないかなというふうに思いますけれども、寄附金はやはり五條市にいただいた寄附金ですから、被災者の皆さん方に いただいたのではなしに、 義援金につきましては、被災者の皆さん方に対するこれはもう当然のことでございますから、これは広報五條で報告するというのは、その 寄附金につきましては、基金の約半分を大塔診療所に使わせてもらって、後、 五條市にいただいた寄附金ですから、これは今答弁があったように、ありのまま広報五條等で市民の皆さん方に報 いかがですか。 慰霊碑とかいうところに使うということでございますので。

)議長(窪 佳秀)福塚市長公室長。

○市長公室長(福塚勝彦)十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃっていただいたように、ホームページ、広報などでもちろん先ほど答弁いたしましたようにお知らせをしたいというふうに考え

ております。

以上でございます。(「十二番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十二番大谷龍雄議員。

〇十二番(大谷龍雄)それでは一つ、よろしく責任を果たしていただくようお願いしておきます。

上自衛隊駐屯地誘致の見直しについてというところに入ります。 次、最後、自衛隊を海外の戦闘地域へ派兵する安全保障法制案の危険性と米軍と自衛隊の日本国内における訓練演習の危険性から考えた陸

て二つに分かれております。一つは、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するため自衛隊法の一部を改正する法律案要綱というの が一つですね。この中には十本の法律を改正する内容になっております。 御存じのように、 五月十五日に安倍政権は、 国会へ安全保障法制に関する法律案を提出いたしております。 その法律案は、 大きく分けまし

になるわけですけれども、 もう一つ大きな柱は、 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案ということ 御存じのように、 今国会でこの法案に対する審議がされていますから、 審議の中でいろいろ明らかになったことを

監督していないそういうPKO活動にも自衛隊が参加できるという道を開いた内容になっているわけですね。そしてもう一つは、 を守るため、 十五日国会に提出したいわゆる法案の条項を根拠にこの法案の危険性を私がつかんだ範囲内で明らかにしておきたいというふうに思い るわけですけれども、 る協力に関する法律の一 ことで、邦人救出のために自衛隊の武器を使用することができるということになっております。もう一つは、 最初に長い名称ですけれども、 新聞で報道されておりますから、 一つは自衛隊法の改正が入っておりまして、この自衛隊法の改正の内容は、 防護するため、 この改正の内容は、 部改正ということですけれども、これは御存じのように今までPKO法案がありましたけれども、 自衛隊は武器を使用できるということになっております。 もう皆さん方御存じだと思いますし、最終的なことはまだ分かりませんので、 いわゆる国連が主導していないPKO活動への参加を追加したわけです。国連が主導していない、 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するため自衛隊法等の一部を改正する法律案」 もう一つの改正法律、 いわゆる大きな三条、 アメリカ軍等の多国籍軍の武器 国際連合平和維持活動等に対す 在外邦人等の保護措置という 私は安倍政権が五月 これを改正してい いわゆる自

にさせるということになります。 メリカ軍等の後方支援を自衛隊にさせるというのが内容ですね。 して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律と言われておりますけれども、 この法律はもう日本周辺を取っ払っていますから、 もう一つの法律の改正は、 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の 地球上どこへでも日本の自衛隊を行かせて、 今までのこの周辺事態法の中には日本周辺というのが入っていたわけです。 この内容は、 アメリカ軍等の戦闘地域で後方支援を自衛隊 日本周辺を削除して地球規模でア 部改正と別名重要影響事態に際 衛隊の武器使用権限をこのPKO活動の中で広げたと、拡大したというのがこの中に入っております。

れておるわけですけれども、 派兵して武力行使ができることになるわけです。 うのもあるわけですけれども、 、残された五本の法律の改正は余り危険度はありませんので、 、メリカ軍等の多国籍軍を自 そのほか、もう一つ重要なのは、 もう一つの大きな柱の国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の中 この審議の中で、 衛隊が戦闘地域で捜索救助等の後方支援活動ができることを認めているという法律です。 これは歴代の日本の政権が憲法上はできないとしてきた集団的自衛権を行使して、 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の 現職の自衛隊の この法律の中身は。 今日は説明はいたしませんけれども、 部幹部の皆さんとか、 そのほか、 全部で十本ですから、 そして各政党の元幹部の皆さん方も、 こういうふうになっております。 後、 五本法律がありますけ 自衛隊を海外の戦闘地域に これが今国会で審議さ これは危ないと いれども、 部改正とい は

いう声が今挙がっているわけです。

た審査会の審査員さえ、 皆さん方も御存じのように、 するこの安全保障法案は、 人さんが参加しているわけですね。 日報道されましたように、四日に衆議院で憲法審査会が開かれております。この衆議院憲法審査会の中に、 笹田栄司教授、 今安倍政権が国会に提出したこの法案は違憲だと、憲法に違反するという声が上がったということですね この三名全ては日本の現在の憲法に照らしたら違反、違憲だということを四日の憲法審査会で発言されましたので、 昨夜のニュースやら今日の新聞等に大きく載っていると思いますけれども、このように与党の皆さん方が推薦し 慶応大学の小林 その参考人さんも、 節名誉教授が参加されたのですね。この皆さん方が発表した見解は、 これは国会の参考人さんやからお名前を言うておきますけれども、 いわゆる与野党が決めた参考 今安倍政権が国会に提出 稲田大学の

すという、このことが非常に注意しなければならない状況になっていくということですから、 す危険性が一番大きいけれども、 自衛隊法の中には外国に武器を持って行くということは書いていませんから、日本の中で攻撃されたときには日本を守るために頑張るという るのではないのですけれども、そういう危険なことをさせられようとしている自衛隊を五條市に誘致するのはよくないのではないかなという 危険な目に遭うし、 が自衛隊法ですからね、 したがいまして、この法律が可決されるならば、 それに伴って戦闘地域に武器を持って行っておったら相手の国からやはり攻められるわけですから、 だから自衛隊の幹部の皆さん方も話が違うのやないかということになっておりますから、 同時に日本が攻められるということ、 自衛隊員の皆さん方は、 また日本の国内にテロ集団が侵入して、 入隊するときには自衛隊法を基本に入隊しているわけですから、 だから私は自衛隊員の皆さん方の責任を追求す 日本の国内でテロ事件を起こ 大変自衛隊員さんが一番 自衛隊員が命を落と

事基地がありますし、 隊法は外国に武器を持って行くことは認めていないのですけれども、 メリカ軍だけでもここのルー 、メリカ軍が専用して演習訓練できるルートには日本の国内には、 の基地を日本に認め、 そして、もう一つは、 徳島県それから海を渡って和歌山県に入って和歌山の次の方向は五條市に向いているのです。これがオレンジル もちろん自衛隊の基地もあります。その中で、 アメリカ軍と自衛隊の日本国内における訓練・演習の危険性についてでございますけれども、 アメリカ軍と自衛隊を共同演習するということを認めておりますので、 トで、 わゆるオスプレイなんかの訓練ができるのですね。 七つあります。一番近いところで言いますと、 しかしこの間、 いわゆるアメリカ軍の専用の基地と専用の演習ルートがあるわけです。 日米安保条約、 後、 日本の国内には六つあるのです。 今日本の国内でもたくさんのアメリカ軍 つまり軍事同盟を結びまして、 オレンジルートといいまし 御存じのように、 沖縄のパープ

購入するということになっております。いわゆる中谷防衛相は、この防衛省が購入するオスプレイは安全だということを公表した六日後 基地では二十四機、 ルルート、 すから、一〇〇パーセント確かな情報でございます。 月十七日にアメリカのハワイで事故をしているのですね。こういう欠陥機が日本政府と防衛省は十七機、二〇一九年までに購入するというこ しています。二〇一七年から二〇二一年の間で十機、 熱風が吹くわけです。 故で一人死にましたけれども、 ここ十数年間に九件起きています。一番新しいのがこの間五月十七日ですね、ハワイでアメリカ海兵隊のMV二二のオスプレイが墜落しまし 和歌山の防災訓練でこの普天間基地のオスプレイが一台来まして、 の一番大きいのは、 本年度の軍事費の中にも確か五機くらいの予算が上がっていると思います。そういう余り日頃テレビや新聞では言われておりませんの こういうふうにアメリカ軍専用の訓練ルートがありまして、それぞれアメリカ軍独自の演習訓練、 いろいろやられておるわけですけれども、 九州のイエロールート、 乗っていたのは二十二人ですから、 うそと違うかと皆さん感じられるか分かりませんけれども、これは日本共産党の国会議員が調べた上でのことでござい オスプレイが配置されておりまして、この二十四機が日本の本国でいろいろと訓練をしています。そのうちの一つ、 そして今度いわゆる横田基地にアメリカ軍の基地がありますね。 アメリカが造ったオスプレイの事故が一番多くて、オスプレイによる死者が一番多いのですね。 オスプレイによるこの間の死亡者は四十名です。この欠陥機のオスプレイを今もう既に沖縄の米海兵隊普天間 中国のブラウンルート、 残りの二十一人が搬送されるという事態になっています。 もう一つは日本の政府と防衛省がこのアメリカのオスプレイを十七機これから数年 その訓練の中で人の命を奪うような訓練が、 関東のブルールート、 着陸したその下の草を燃やしてしまったのです。燃えるくらいの爆風 ピンクルート、 ここにこのオスプレイを十機アメリカは配備しようと グリーンルート、 やはりこの数年間で起こっております。 またアメリカ軍と日本の自衛隊 この十七日のオスプレ 北海道にはありませんけ オスプレイの事故

度横田に十機、 といけないというふうに思いますね。 もう既に日米安保条約に基づくアメリカ軍との共同演習、 こういうことが今国会に提出されているこの法律を可決する以前にも起こっているわけですからね。だから今国会に提出された法 今まで以上に日本の国内で訓練、 そして日本の防衛省が十七機を買うわけですからね。 それだけで自衛隊が五條市に誘致が決まったらそれだけで来るのではないわけですからね。 だから自衛隊は大塔災害で大きな山崩れを取り除いていただいたとか、いろいろ大事な任務をされてお 演習するオスプレイの数がこれはもう増えてくるわけですからね。 そしてもう既にイラク特捜法でイラクのアメリカの不正な戦争に非戦闘地域だった 日本国中でオスプレイが五十一機、 そういう状況になると見ておかない 今私が申し上げましたような 現在でも沖縄に二十四

地で殺されたのと違いますよ。非戦闘地域に行っているのに、国内に帰って来てから自殺をしているわけですからね。 ようとしている自衛隊の誘致というものは、 体験をやらされたということになりますね。 けれども、後方支援として六千数百名派遣されて、そのうちに二十数名が日本に帰って来てから自衛隊員は自殺しているわけですからね。 やはり見直すべきだというふうに申し上げたいというふうに思います。 だから、そういう自衛隊が悪いという意味ではありませんけれども、 そういう危険なことをさせ 非情に精神的な苦痛

災害で幾ら大きな役割を果たしてくれた自衛隊でありましても、 上げました自衛隊以外の態勢を強化する、 れから全国的に求められるのと違いますか。 から、これはいいですけれども、コンピューター制御で重機を動かすことができる大手建設業者との災害支援協定を結んでいくと、これはこ 職員を減らさない、 れども、それはもう先ほど最初に申し上げましたように、地元の皆さん方の力を借りる。 いただきたいと思います。 それから、最後、 そしたら大きな東海南海地震とか、これからの大きな災害発生時の救援態勢をどうするのかということになるわけですけ 消防署にも大阪や東京の消防局のように重機を配置する。それと五條市の建設業者の皆さん方の支援はいただいています これが今五條にも日本国全土で求められていることではないかと思うのですけれども、 そう思いますよ。そういう対案も幾らでもありますから、これらを考えるならば、やはり大塔町 もう一方の危険性を見るならば、もうここで誘致するのは見直して、 まず災害発生時の救援の一番責任の持っている消防 一つ答弁を

議長(窪 佳秀)山本危機管理監。

○危機管理監(山本修二)十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

しましては、国政の場でしっかりと議論していただくことであると思っております。 まず一つ目の、 安全保障法制案の危険性についてでございますが、安全保障関連法案につきましては、 今国会で審議されており、 市といた

ます。また、 については、 今国会で安全保障関連法案が整備されたといたしましても、市が県と連携して誘致要望をしておりますヘリポートを含む陸上自 市の活性化のためにも陸上自衛隊駐屯地の誘致を見直すことはございません。 南海トラフ巨大地震等の大規模災害におきまして、 本市のみならず紀伊半島全域の救援・救助の後方拠点となり得るものであり 衛隊駐 屯地

る訓練・演習の危険性についてでありますが、これにつきましても、 続きまして、二番目の米軍と自衛隊の日本国内における訓練・演習の危険性についての御質問でございますが、 平素から我が国を防衛するために、 米軍と自衛隊の訓練・演習がなされており、 市といたしまして意見を述べる立場にはありませんが、 訓練・演習の実施に当たっては、 米軍と自衛隊の国内に 十分に安全が確保 日米安保条約に におけ

されているものと認識しております。

と思われます。 オスプレイの安全性について確認しているからティルト・ローター機、 米軍のオスプレイの国内での飛行訓練についても、十分に安全が確保されているものと認識しております。 いわゆるオスプレイでございますが、 導入を進めているのではないか 防衛省におきましても、

の陸上自衛隊駐屯地の配置は欠かせないと考えております 三つ目の災害救援態勢の強化についてでございますが、災害救援態勢の強化につきましては、災害救援態勢の強化を図るためには、

援態勢の強化になるものと考えております。 上自衛隊駐屯地と県が整備を検討しております防災拠点施設が設置されることによりまして、 や後方支援拠点のみならず、救援物資の集積所として機能していることから、陸上自衛隊駐屯地は必要であります。 二十年前の阪神・淡路大震災や四年前の東日本大震災におきましても、 被災地域や周辺の自衛隊の駐屯地等から自衛隊応援部隊の救 本市や奈良県のみならず紀伊半島全域の災害救 このヘリポー

/上、答弁とさせていただきます。(「十二番」の声あり)

議長(窪 佳秀)十二番大谷龍雄議員。

十二番(大谷龍雄) クへの調査団も国連が送ったイラクの調査団も後で核兵器はありませんでしたよということを発表したのですよ。 基地やら自衛隊の基地があって、 女暴行から一杯あるわけです。そういう危険性が我々誘致しようとしている五條市の手本として沖縄があり、 と思いますけれども、 れたら日本の安全を守るために沖縄は大きな発揮ができるのだと。こういうことを初めに言われて、 下調べをしないことには五條市民の皆さん方への責任を果たしたことにはなりませんよ。その一番いい例が沖縄ですわ。アメリカ軍が来てく 衛隊がどんなことをやらされて、 あのイラクにアメリカが大量破壊兵器を持っているということで、 しかし誘致しようということであれば、 はい、国会での法律に対する件も米軍と自衛隊の危険性についても、皆さん方の見解を述べるというのは大変難しいと思 この間の基地の演習による被害、一番大きなのは沖縄の大学にアメリカ軍の攻撃機が墜落したことですわ。 その中での問題が一杯起こっているわけです。それと同時に自衛隊員一人一人の責任ではありませんけれど 将来どういうことをやらされようとしているのかということは、この本会議で見解として述べられなくても 現在の自衛隊の憲法、 数年前イラクを攻撃しましたけれども、 自衛隊法、 日米安保条約、 沖縄の皆さん方は仕方なく協力してきた その他の特別な法律に基づいて自 沖縄以外にも日本国中に米軍の しかしアメリカが送ったイラ だからアメリカはあのイラ

ラクとアメリカの戦争に、 たな法律が可決しなくても、 だから、今の法律案が通ったらどうなるかというのは、皆さん方ちょっと推測するのは難しいか分かりませんけれども、過去のあの不正なイ 援として日本の自衛隊員が行かされて、帰ってきて自衛隊員が二十八名ですか、自殺しなければならないような状況になっているわけです。 守っているということは言えないわけです。 んな調査でつかんだ上でないと五條市民の皆さん方、奈良県民の皆さん方に自衛隊誘致のことについて責任ある態度ではないと思います。 ク攻撃は良し悪しの判断もしないで、自分の国から、 その結果を待たずに先に攻撃しているのですよ。そういうところへ自衛隊を行かせているわけです。だから米軍と自衛隊が日本の安全を 一面では自衛隊員の皆さん方の意思とは裏腹に危険な不正な戦争にもかり出されているという、この面もあるということをちゃんといろ 日本の政府と防衛省が何の責任もない自衛隊を行かせて、そして不正な戦争に協力しているわけですから、 過去の状況で私は自衛隊というものは、一面は国民の命を守るために災害の救助と一生懸命頑張っているけれど 何も問題がないイラクをアメリカが攻めて、 アメリカから調査団をイラクに送って、 その攻めたアメリカに非戦闘地域であっても後方支 大量破壊兵器があるかないか調査をしているの

私の質問を終わらせていただきます。 災害が起こったらすぐ走ってもらえるような、そういう態勢は幾らでもできるわけですから、 げまして、そして自衛隊の誘致を見直して、先ほど私が提案させていただきましたように、 容もいろんな情報でよく研究をし、日本国内におけるアメリカ軍と自衛隊の共同演習の危険性もよくつかまれること。このことを強く申し上 そのことを私は強く申し上げまして、この議会ではなかなか答弁はできなかったかもしれませんけれども、 消防署にはユンボ、 重機を配置する。そして大手建設業者の支援をもらう。もちろん五條・吉野郡の建設業者の支援をもらう、 直接の災害救助の責任を負う広域消防を減らさな そういう態勢をとることを強く申し上げまして 今国会に出されている法律の内

どうも御苦労さんでございました。

○議長(窪 佳秀)以上で、十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

午後二時二十五分再開

議長(窪 佳秀)休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

佳秀) 日程第二、 報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

(竹本勝治) 報第五号 平成二十六年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

佳秀)報告を求めます。 上田土地開発公社事務局長

[土地開発公社事務局長 上田幸則登壇

○土地開発公社事務局長(上田幸則)失礼いたします。 ただいま上程いただきました報第五号、平成二十六年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について地方自治法第二百四十三条の三

第二項の規定により御報告申し上げます。

恐れ入りますが、 別冊の土地開発公社平成二十六年度決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、一ページより平成二十六年度五條市土地開発公社決算書についてを御報告申し上げます。

最初に、一.収益的収入及び支出についてでございますが、公社の単年度の経常的な事業活動を示すものであり、 事業活動に伴い発生する

全ての収益と全ての費用が、現金収支の有無にかかわらず、発生の事実に基づいて計上されるものであります。

まず、収入の部におきましては、土地開発事業収益の当初予算額二億一千四百四十万九千円に対しまして、 決算額は二億一千二百三十五万

四千六百五十六円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、 第一 項の土地開発公社が主たる事業によって得た収益であります、 事業収益につきましては、二億

千百四十七万九千四百六十五円となっておりまして、公共用地の売却による収益でございます。

内訳といたしましては、野原新町公共用地をまちづくり推進課の都市再生整備事業計画に基づく先行取得用地の買戻し依頼によりまして、

売却をいたしております。

契約金額につきましては、一千八百七十八万八千円でございます

6た、建設課から市道新町十号線用地といたしまして、用地売買契約を締結しております。

契約金額につきましては、二千二百七十六万九千九百六十六円でございます

収益といたしまして、 なるところでございます。 般国道二四号五條本町地区歩道設置事業におきまして、 国土交通省近畿地方整備局、 国債分の一億六千九百九十二万一千四百九十九円となり、全体といたしまして二億一千百四十七万九千四百六十五円と 五條市並びに五條市土地開発公社の三者によります用地の先行取得に関する契約に基づきまして、 当公社が先行取得しております事業用地に対しまして、 近畿地方整備局に対する売却

用地交渉、また、その他附帯する業務を行い、 こととなっております。 道二四号五條本町地区歩道設置事業の円滑な推進を図るため、 用地の先行取得に関する契約につきまして簡単に御説明させていただきますと、 土地開発公社は契約の締結、 土地開発公社が事業用地を取得し、五條市は事業用地を取得するために必要な 登記及び事業用地を取得するために必要な補償金の支払いを行う 近畿地方整備局と五條市 五條市土地開発公社が、 般国

の当該利子支払額を、 それに対しまして、 後年度四年間で土地開発公社に償還するものとなっております。 近畿地方整備局は、 公社が取得した事業用地に係る用地費及び補償費、 事務費等、 また有利子の資金が充てられた場合

九十一円となっておりまして、受取利息及びJR五条駅前駐車場使用料並びに各事業用地の貸付料でございます。 次に、第二項の事業外収益につきましては、 事業収益とは異なり、 主たる事業活動以外の活動を源泉とする経常的な収益で八十七万五千百

万一千七百七円となっております。 続きまして、支出の部でございますが、 土地開発事業費用の当初予算額二億一千百七十八万三千円に対しまして、 決算額が二億六百二十六

管理費となっております。 十万八千三十四円となっておりまして、 当該決算額の項別内訳といたしまして、 事業用地の売却原価及び公社が所有する車両の車検代並びに事務的経費を支出いたしております一般 第一項の土地開発公社が主たる事業に要した費用であります事業費用につきましては、二億五百二

第二項の主たる事業活動以外の活動によりまして生じたものであります事業外費用につきましては、 光熱水費等、 JR五条駅前駐車場の管理経費及び雑支出でございます。 百五万三千六百七十三円となっ

公に、第三項の予備費の五十万円につきましては、全額が不用となっております。

引き続き、二ページを御覧ください。

少させるための支出及びこれらのために必要な資金収入を計上することとなっております。 続きまして、二、 資本的収入及び支出についてでございますが、 資産の処分の有無にかかわらず、 資産を増加させるための支出や負債を減

まず、収入の部におきましては、 資本的収入の予算額四億八千三百二万一千円に対しまして、 決算額が四億五千七百九十一万三千七百十一

円となっております。

当該決算額の項別内訳といたしまして、 第一項の借入金につきましては、 金融機関よりの一般国道ニ 一四号五條地区歩道設置事業に伴う借入

契約としまして、 万四百七円の減となっているところでございます。 当初予算としまして、 用地契約十七件、補償契約十六件の契約実績によりまして、借り入れをした結果としまして、 近畿地方整備局との用地の先行取得に関する契約に基づきまして、 四億八千二百二十六万六千円に対しまして、 予算額に比べ二千四百七十九 用

該借入金の内訳でございますが、一番後ろのページの二十ページを御覧いただきたいと存じます。 第二項につきましては、 四十三万八千百十八円となっておりまして、借入金利息に係る市よりの利子補給金でございます。 なお、

五條地区歩道設置事業用地別に借入先、 ただいま御覧いただいておりますものは、 期首残高、 長期借入金現債高明細書でございまして、今井島台工業団地他七事業用地並びに一般国道! 当期増加高、 当期減少高、 さらに期末残高について記載をいたしております。 一四号

計二十三億七千八百二十一万六千八百二十八円となっております 平成二十六年度末借入金残高は、 市基金から十七億五千二百四十八万円、 南都銀行から六億二千五百七十三万六千八百二十八円の合

恐れ入りますが、再度、二ページを御覧いただきたいと存じます。

算額合計七億六百二十四万九千円となっております。それに対しまして、決算額が六億七千七百八十九万六千四百八十四円となっております。 当該決算額の項別内訳といたしまして、 続きまして、支出の部でございますが、 用地費 負担金補助及び交付金、 借入金利息、 第一項の用地取得造成事業費につきましては、四億六千四百十三万三千七百八十七円となっており 資本的支出の予算額六億二千百十八万六千円に対しまして、 並びに草刈りに係る経費等でございます。 補正予算額八千五百六万三千円で、

用地取得造成事業費における不用額につきましては、二千八百三十五万二千二百十三円となっております。 これにつきましては当初

当

す支払が四億六千四百十三万三千七百八十七円となり、二千八百三十五万二千二百十三円の予算残となっております。 予算におきまして、 補正予算額八千二百三十万六千円で、 近畿地方整備局との用地の先行取得に関する契約に基づく用地及び補償費につきまして四億一千十八万円を予算化してお 合計予算額四億九千二百四十八万六千円となっております。それに対しまして、 契約実績によりま

でございます。 次に、第二項の借入金償還金につきましては、二億一千三百七十六万二千六百九十七円となっておりまして、事業用地に係る借入金の償還

円並びに基金への償還金としまして四千六百五十六万円となっております。 内訳としましては、一般国道二四号五條本町地区歩道設置事業に係る南都銀行への償還金としまして、一億六千七百二十万二千六百九十七

また、資本的収入四億五千七百九十一万三千七百十一円が資本的支出六億七千七百八十九万六千四百八十四円に対し不足する額であります

一億一千九百九十八万二千七百七十三円につきましては、損益勘定留保資金で補塡をしております。

に計上される費用の合計額であり、 この損益勘定留保資金につきましては、 公社の会計処理上、内部留保資金として資本的収支不足額の補塡財源として使用することができるもので 収益的収支における費用のうち、現金の支出を必要としない費用でありまして、 計数だけが帳簿上

引き続き、三ページを御覧いただきたいと思います。

の純利益は六百九万二千九百四十九円となっています。 会計期間に属する全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載して、 ただいま御覧いただいておりますものは、 損益計算書でございまして、平成二十六年度における当公社の経営成績を明らかにするため、 経営利益を表示し、 純利益を表示するものであり、 平成二十六年度

引き続き、四ページを御覧ください。

ただいま御覧いただいておりますものは、 剰余金計算書並びに剰余金処分計算書でございます。

失を埋め、 これは、 なお残余があるときは、 公有地の拡大の推進に関する法律第十八条の規定に基づく処理でございまして、 その額を準備金として処理することとなっております。 毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、

テき続き、五ページから六ページを御覧いただきたいと思います。

ただいま御覧いただいておりますものは、 貸借対照表でございまして、平成二十六年度における当公社の財産状況を明らかにするため、

借対照日であります三月三十一日における全ての資産、負債及び資本を記載したものでございます。

らい調達されているのかを対照表に示したものが貸借対照表でありまして、これによりまして資産と負債及び資本のバランス、当面の支払い 貸借対照日に導入された資金が土地や固定資産などがどれくらい存在し、またそのために長期借入金等の資金がどのような方法で、どれく

引き続き、七ページを御覧ください。

かにするものでございます。

手段の保有高等、

財産状態が示されるものであります。

ただいま御覧いただいておりますものは、キャッシュ・フロー計算書でございまして、平成二十六年度における当公社の現金の動きを明ら

恐れ入りますが、三ページから七ページにおける各諸表の詳細につきましては、 後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

引き続き、ハページを御覧ください。

続きまして、平成二十六年度五條市土地開発公社事業報告を申し上げます。

平成二十六年度事業の総括としましては、 まず、 継続事業といたしまして、国から依頼を受けました一般国道二四号五條地区歩道設置事業

に伴う用地買収事務を実施いたしております。

また、平成二十七年二月九日付けで、野原新町公共用地一、七〇八平方メートルを一千八百七十八万八千円でまちづくり推進課と契約を締

同じく、平成二十七年二月二十三日付けで、一、一八五・五四平方メートルを二千二百七十六万九千九百六十六円で建設課に売却をしてお

引き続き、九ページを御覧ください。

当該項には、二といたしまして、JR五条駅前臨時駐車場における月別の利用状況を記載いたしております。

また、三といたしまして、公社の経理状況について記載をいたしております。

引き続き、十ページを御覧ください。

当該項には、四といたしまして、理事会における議決事項について記載いたしております。

さらに、五といたしまして、職員に対する事項を記載いたしております。

恐れ入りますが、 九ページから十ページの詳細につきましては、 後刻御清覧をいただきますようお願いいたします。

引き続き、十一ページから十二ページを御覧ください

全てを目録にしたもので、この財産目録により当該事業年度末における公社の正味財産が計算される書類であります。 ただいま御覧いただいておりますのは、 財産目録でございまして、平成二十六年度における公社が所有する財産、 すなわち資産及び負債

開発公社の事業目的のための事業活動におきまして、経常的に又は反復して発生する取引に伴いまして発生した資産であります流動資産につ ては、公社所有の公用車であります きまして二十九億七千八百十三万九千七百三十二円、それ以外の資産であります固定資産が十一万円となっております。この場合におきまし まず、資産の部でございますが、合計で二十九億七千八百二十四万九千七百三十二円となっておりまして、当該内訳といたしまして、

となっております。 借入金の流動負債に属さないものであります固定負債が二十三億七千八百二十一万六千八百二十八円、 次に、負債の部でございますが、合計で二十七億七千九百四十八万八千八百四十五円となっておりまして、 流動負債が四億百二十七万二千十七円 当該内訳といたしまして、

結果としまして、差引正味財産は一億九千八百七十六万八百八十七円となっております。

十三ページ以降の付属資料につきましては、説明を割愛させていただきます。

公上、御報告申し上げます。

○議長 (窪 佳秀) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。(「三番」の声あり)三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一)ちょっと一つ、二つお尋ねします。

全部よう聞き取れなかったのですけれども、 まず、一款第一項事業収益決算額と予算額百六十二万五百三十五円、 この差額が出る要因というのは、 これさっき売った先とか目的とか、ざっと早口で言ってもらったので、 何かありますかる

)議長(窪 佳秀)上田土地開発公社事務局長

○土地開発公社事務局長(上田幸則)三番牧野議員の質問にお答えさせていただきます。

当初二十六年度の予算編成をするに当たりまして、 五條市の方に売却する面積であったり、 単価というのがきっちり確定したものがなく、

要因として公社の簿価と鑑定価格で封入してもらった差額が一つの大きな要因かなと考えております。 確定しておりまして、 それで具体的にまちづくり推進課の方に売却している土地につきましては、不動産鑑定評価等々を入れた結果としまして、用地の平米単価が その辺の差額が発生したものと、詳細な百六十二万五百三十五円の具体的な数字は持ち合わせてないのですけれども、 (「三番」の声あり)

〇議長(窪 佳秀)三番牧野雅一議員。

〇三番(牧野雅一)公社の簿価と鑑定士の先生の判断に誤差があったという解釈ですか。 これだけ必要でなかったとか、それ以上に必要であったとか、 面積が変わったとか。主な要因は今言う購入単価の違いということですか 例えば、 ほかにも必要であると見込んでおった土地が

○議長(窪 佳秀)上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長(上田幸則)三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に当初予算編成をするときに当たりまして、本来土地開発公社の土地を売却するに当たっては、 簿価という形で処分させていただい

というのも、一つの要因であったと認識しております。 た中で売却させてもらったというのが一つの要因と、当初の予算編成をするに当たりまして、買収の面積等も確定していない中での予算編成 ただ今回、 都市再生整備事業という国の補助事業に当たりまして、 補助申請等々をするに当たりまして、 不動産鑑定評価というものを入れ

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

D議長(窪 佳秀)三番牧野雅一議員。

)三番(牧野雅一)公社の持っておる簿価より鑑定士の先生の鑑定の方が安かったということですね。公社がこれだけで売れると思っていたの 実際にはこれだけでしか売れなかったという差額ですやん。そういう解釈ですね

けて、鑑定士さんが単価を鑑定されたのか、 ことですね。公社が市に対してね。この金額の算出基準というのは今言う鑑定士さんの判断で算出されているのですか。そしてこの面積を掛 そして八ページの二、 野原西一丁目と新町三丁目の平米単価 野原新町公共用地、 その他の事業の中で、 新町三丁目一、一八五・五四平米、そして金額が入っているのですけれども、 どう鑑定されたのか分かりませんけれども、 土地開発公社健全化計画等に基づく用地売却、 かなり開きがあると思うのですけれども、その要因についてお知らせいただけますか この金額の算出、 野原新町公共用地、 今手元に電卓がないので分かりま 野原西一丁目一、 これを売却されたという

○議長(窪 佳秀)上田土地開発公社事務局長

○土地開発公社事務局長(上田幸則)三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

円となっております。 助対象事業であります都市再生整備事業という形で売却するに当たりまして、土地鑑定評価を入れた結果、 今御質問の野原新町公共用地二箇所なんですけれども、 上の段の売却先、 まちづくり推進課に対しまして売却しておりますもの 面積割しますと平米単価 が 万一千 玉 |の補

社の事務費三パーセントを乗せてもらった形で建設課の方に売却をしております。 に当たって簿価という数字を持つに当たりまして、この平米単価が一 下の建設課に道路敷き、 市道敷きとして売却をしております一、一八五・五四平方メートルにつきましては、 万八千六百四十七円となっておりまして、 それに面積を掛けまして、 本来土地開発公社が売却する

以上、答弁とさせていただきます。 上の段と下の段の違いというのは、 上の段が土地鑑定評価額を基準に、下の段が公社の簿価の基準値ということで売却しております。 (「三番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一)それをどうこう言うのと違うのですけれども、 聞こえたのですけれども、 従ってこの金額を出していますと、例えばこの野原西一丁目と新町三丁目とが土地の評価額が違うとかいうのが要因だったら分かるのやけど だったら分かるけれども、 幾ら売り先が市であっても、 今の説明やった使い道によって、 このまちづくり推進の事業は国の補助事業であって、鑑定士さん入れました。簿価より安かった、下の方は簿価に 今聞いたら使う目的によって、金の出所によって高く売ったり安く売ったりしているんちゃいますか。そのように 基準がね、例えば毎年国から出す地価の何かを基準にしているとか、それで面積が違うので総額が違うというの 金の出所によって金額が違うというように聞こえるのやけど。どないなんかな 今言う上の段と下の段と算出基準が違うって、これは公社の財産ですやんか

○議長(窪 佳秀)上田土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長(上田幸則)三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます。

土地開発公社が保有する土地の売却につきましては、本来簿価をもちまして売却をするところでございます。

都市再生整備事業という形にのっかって、 議員がおっしゃられるように用途によって違うやないかというようなことかと思うのですけれども、 その事業をスムーズに進めるがために、 (議場に声あり) ……補助対象事業として取り扱っていた 実際のところ国の補助事業であります

だくがために不動産鑑定評価で取り扱っております。 以上、答弁とさせていただきます。 (「三番」の声あり)

佳秀)三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一)事業をスムーズに進めるために、安く売ったというのですか

(窪 佳秀)上田土地開発公社事務局長

○土地開発公社事務局長 まちづくり推進課に売却いたしております土地につきましては、 (上田幸則) 三番牧野議員の御質問にお答えさせていただきます 補助対象事業でありまして、 補助申請をするに当たりまして……、

補助対

象事業として取り扱いをするがために不動産鑑定評価を入れて土地の売却をしているというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。…………

(窪 佳秀)意見調整のため、暫時休憩いたします。

午後二時五十六分休憩に入る

午後三時五分再開

(窪 佳秀)休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。 ただいまの答弁について、山田理事の方から答弁を述べます。

〇理事 (山田和宏) 失礼いたします。

す。そのときに先行取得をして安く土地を確保して事業化していこうというのが、この土地開発公社の制度の根幹でございます。 土地開発公社なんですけれども、バブル期の前に公有地の拡大に関する法律ができまして、 地価がどんどん上がっていった時代でございま

りました公社の保有地につきましては、 りまして、取得してそれから国に買い戻していただいたものについては、簿価で買っていただくものになっております。ただ、元々持ってお 資料に記載のとおり、 土地開発公社健全化計画に基づく用地売却とさせていただいているところでございまして、本来国から先行取得であ 結果取得した時点と今回売却した時点との価格差でございまして、 取得価格をもって公社の方は簿価

却したものでございます。 としております。補助事業に乗せて事業化をして、 保有地を減らそうというのが健全化計画でございますので、 それに沿って時価でもって売

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

)議長(窪 佳秀)三番牧野雅一議員。

○三番(牧野雅一)今意見調整の間に、 なところもあって今後またいろいろ勉強させていただくということで、ただこういうところに出てくるに当たっては、 りしていただけるようにお願いできたら無駄な時間を過ごさなくても済んだのではないかなと思います。今後ともよろしくお願いいたします。 市長がいつもおっしゃる公平・公正という部分で、どうしてもこの部分が、格差があったように勘違いしましたので、そういう答弁もしっか 今言っていただいたようなことを詳しく分かりやすく説明いただいたので、この件は、 先ほどの答弁のように、 自分の勉強不足

)議長(窪 佳秀)質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○事務局長 事務局長に件名を朗読させます。 (竹本勝治) 報第六号、平成二十六年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

峨長(窪 佳秀)報告を求めます。泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

一般財団法人大塔ふる里センター常務理事 泉谷進治登壇

 \bigcirc ターの決算及び事業につきまして、 般財団法人大塔ふる里センター常務理事 別冊の資料を御覧ください 地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、御報告申し上げます。 (泉谷進治) ただいま上程いただきました報第六号、 平成二十六年度 般財団法人大塔ふる里セン

平成二十三年九月の紀伊半島大水害以後、 当財団の平成二十六年度につきましては、 主に職員十名、 大塔地区に発令されておりました避難指示、 調理師二名、 ほかパート職員を雇用し、 避難勧告が平成二十六年十二月二十六日に全て解除 施設及び事業の運営を行いました。

となり、大塔郷土館駐車場の仮説住宅撤去も完了しました。

平成二十六年八月九日、 ロッジ星のくに、 十日の台風十一号接近による各施設休館を始めとしまして、 道の駅等の施設概要は下記のとおりとなっております。 週末ごとの悪天候も重なり厳しい一年となり、

赤谷オートキャンプ場につきましては、 砂防工事が進められておりますが、再開まではまだ多くの時間を要すると考えられます。

なお、全ての事業収入につきましては、一億四千六百四十九万三千二百五十円、その他雑収益につきましては四百九万二千六十九円で当期

支出に関しましては、 一億五千百四十五万七千四百四十円で、 当期収支はマイナス八十七万二千百二十一円となりました。 収入合計一億五千五十八万五千三百十九円となりました。

来期につきましては、 電気代の大幅な値上げ等もありますが、さらなる経費削減を行い、収支の改善に取り組んでまいります。

る県・市のプレミアム商品券の利用者を大塔町に集客できるよう営業に努めます。 また、各自治体及び各種団体への営業のほか、路線バス運賃キャッシュバックキャンペーンが継続されることによる利用者、 地方創生によ

した。 道の駅レストランのブースにおきましては、 帝塚山大学との連携によって期間限定、 日曜日のみの営業として四月三十日より再開となりま

それでは、別冊の一般財団法人大塔ふる里センター平成二十六年度決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

三ページ及び四ページについて御説明申し上げます。

財団法人大塔ふる里センター全体の収支計算書でございます。

確保することを目標として努力しております。また、全体の予算の中で、四千百二十万円を指定管理料としていただいております まず、財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、大きく五つの施設の営業と一つの事業について管理し、最終的に決算で利益を

八十七万二千百二十一円の赤字となりました。 つきましては、事業費用として一億四千二百三十四万二千六十円と管理費等を含め、 二百七十二万九千八十二円と委託金収入四千百二十万円、その他雑収益等を含め、 この指定管理料の配分につきましては、 事業収益では管理できない施設、 または事務費に配分させていただいており、事業収益として一億 当期収益合計一億五千五十八万五千三百十九円で、 当期支出合計一億五千百四十五万七千四百四十円となり

それでは、主な施設及び事業について収支状況を御説明申し上げます

五ページから十ページを御参照いただきたいと存じます。

まず初めに、 ふれあい交流館でありますが、当施設は日帰り温泉浴場・レストラン・田舎のコンビニ・カラオケルームや公共的な利用施設

として図書コーナー・会議室・和室等があります。

収支につきましては、 昨年四月から本年三月までの御利用客は延べ二万九千八百五十八人で、 事業収益合計五千四百三十二万七千二百五十円に対しまして、 職員三名と調理師 事業費用合計五千四百七万二千七百五円であり二十五 名及びパート職員で運営しております。

次に、ロッジ星のくにであります。

万四千五百四十五円の黒字となっております。

当施設につきましては、本館棟に和室六室、 洋室四室のほか、 ドーム付きバンガロー三棟、 ログキャビン五棟の宿泊施設であります。

周辺には天体観測施設として、四五センチ反射望遠鏡を始め、 プラネタリウム館がございます。

昨年四月から今年三月までの御利用客は延べ一万二千七百六十一人で職員三名、 調理師一名及びパート職員で運営しております。

千五百四十八円に対しまして、事業費用合計四千二百二十八万一千六十六円であり、 収支につきましては、 プレミアム宿泊券を御利用いただいたお客様や各種団体様の御利用によりまして、 四十四万四百八十二円の黒字となっております。 事業収益合計四千二百七十二万一

員二名及びパート職員により運営しています。 次に、道の駅であります。当施設は総合案内と物産販売施設によりまして、平成二十六年度の御利用者は延べ二万六千七百四十三人で、

り、二十六万一千七百七十三円の黒字となっております。 収支につきましては、 事業収益合計三千五百三十七万五千四百六十一円に対しまして、 事業費用合計三千五百十一万三千六百八十八円とな

の製造を行いました。 次に、大塔郷土館であります。 平成二十六年度におきましても、 当施設は通常営業とはなりませんでしたが、 施設を利用し大塔の物産品等

収支につきましては、 事業収益合計四百九十四万六千三百七円に対しまして、事業費用合計五百四万一千九百八十六円で九万五千六百七十

九円の赤字となりました。 昨年度から、 ふれあい交流館で運営を行っております、 福祉事業のデイサービスにつきましては 職員 名及び看護士を含む他

事業収益合計四百十七万三千八百三十三円に対しまして、

事業費用合計五百七十六万八千

職員二名で、

延べ三百六十四人に御利用いただき、

六百二十円であり、百五十九万四千七百八十七円の赤字となっております。

その他の施設等につきましては、恐れ入りますが、後刻御清覧くださいますようお願いいたします。

以上で平成二十六年度一般財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業についての報告を終わらせていただきます。

○議長(窪 佳秀)報告が終わりました。

これより質疑に入ります。 (「三番」の声あり) 三番牧野雅一議員。

掘というところにも付随してくるのかなと思うのですけれども、実際理事長の副市長にお尋ねしたいのですけれども、 けとは言わんけれども、 財団の理事長として、こういう施設やとか現状やとか、現地に行かれて状況を把握していただいておるかどうか、忙しいのでしょっちゅう行 先般の質問でもさせていただいたように、 (牧野雅一) ただいまの報告の中で、 現状の把握くらいはされていますかという、やり取りもさせてもらったと思うのです。 帝塚山大学の学生さんによって週末だけテヅカフェと、 道の駅の件ですけれども、 利用者が二万六千七百四十三名の方、レストランブースにおきましては、 また県の南部振興基本計画 以前にもほかの質問で 地域資源の発

ちょっと設備投資まではと言いませんけれども、 もいいか分からないけれども、この間からの質問や今の流れ、 化している、また階段自体の足元が劣化している部分もある、こういうこれから廃れていく施設だったら、余計なところにお金を掛けなくて のか。決して清潔なトイレとは言い難い、決して不潔とは言いませんけれども、そして二階に上がっていく階段、滑り止めのタイルも一部劣 を売るところがある。そこに行かれたことありますか、最近。多分行ったことがあったら分かるはずなんですよ。トイレがどんな状況にある して捉えていただいておるこの財団の管理者として、そういう人をね、他所からの来訪者を迎え入れるという観点から言うたら、何とかもう そこでちょっとお尋ねしたいのですけれども、今言う道の駅、 お考えを聞かせていただけますか。 改善を図っていただけるような取組をしていただいた方がいいのではないかと思うのですけ 利用者の数などを見ていったら、やっぱり県も南部振興基本計画の中の一つと レストラン、あの建物、下にトイレありますよね。上にレストランや土産物

)議長(窪 佳秀)樫内副市長。

○副市長(樫内成吉)三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

よりまして、オープンしていただきました。 今の天辻のところの道の駅等のお話でございますけれども、 そのときに入らせていただき、さらに私自身は連休のときに昼間の時間を少し過ぎた時間帯に行 四月の終わりにテヅカフェを河合教授を中心に帝塚山大学の学生の皆さん方に

手作りのたこ焼きであったりというものも非常に売れておったように思っております。 だける人、また横の土産物の方に入っていただける人がかなりおったように私の中では記憶をさせていただいていますし、またその当時は ようなレストランの入りでありました。そこでしばらく居させていただきますと、やはり若い声が聞こえていましたら、下から上がっていた かせていただいた。またレストランなどでよばれさせていただいて、大体の人数、後で聞かせていただいたら、 連休のときには百人を超える

連休を終わりますと少し二桁くらいの入り込み客になっておるというのも聞いております。 ただ、いろいろ帝塚山大学の方も御尽力をいただきながら、いろんなアイディアを出していただきながらやっていただいておりましたが

だいたり、不潔にならないようには一生懸命させていただいておるというふうに聞かせていただきました。 私もトイレの方も気になりまして、 実際使わせていただいて、そのときには聞かせていただいたら、ある一定の時間帯で清掃もさせていた

の三月の当初予算の方におきまして、 行動的なことにつきましては、なかなか改修、大型な改修は市の担当の方でお願いするわけですけれども、 修繕をしていただくということで今鋭意設計の方をやっていただいておるように聞いております。 階段の方につきましては、

少しでも上へ上がっていただいて、 職員一丸となってやらせていただくようにということで、お願いもしてきたところでございます。 いいところ、また五條市の土産物をどうにかして買っていただけるような努力はさせていただきたい

そういうような形でやっと黒字の方にもってきておるというのが現状ですけれども、 風呂のところで非常にお金が要っておるので、一日焚くのをやめました。それも地元にお願いもさせていただきながらしたわけですけれども 体二十二年あたりまで少しずつですけれども、 態ですけれども、そこが安全確保されてきて、そして大塔キャンプ場ができるようになってくれるまで、みんなで一生懸命に頑張っていこう てこさせていただいた。そのためにはいろんなところで、光熱水費におきましても、どうしてやるかということで、夢乃湯におきましても、 ところの施設につきましては、 財団の方につきましては、皆さん方もいろいろな御支援といいますか、応援によりまして、平成二十三年に災害がありましたけれども、 去年の台風十一号だったと思うのですけれども、 ほぼどうにかして大きな黒字にはなっていませんけれども、 頑張らせていただいております。ただ、今回八十何万円の赤字決済ですけれども、 また災害に遭って、今ほとんど、全てきれいになってしまっているような状 大きな黒字的なところであります、 福祉部門を除きながら黒字に近いところまでもっ 大塔キャンプ場にい それぞれ 大

それから、 昨年の十二 一月に避難指示・勧告等解除されまして、 避難の方々の仮設住宅も撤去されるということになって、 天辻の大塔郷土館

せていただいたというようなところで、 もフル稼働に近い状態に今後夏場にはなれるであろうということもありますので、来年に向けてはしっかりとやれるのかなと思っております いと思っておるところでございます。 悪い施設のところ、小さな例えば木の傷み等もあるところも実際に見せていただいて、どうにか危なくないようにという指示もさ できる限り行ける時間帯があれば、 見に行かせていただいて、みんなとともに頑張らせていただきた

以上、答弁とさせていただきます。(「三番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)三番牧野雅一議員。

支援いただいて、そういう環境を整えることが、来ていただく方に対してのおもてなしというのが伝わっていくのかなと 所からお越しいただける方々に対してもてなすと、おもてなしするというふうにつながって行くのではないのかな、それが今言う財源的に厳 ついて分かるというのが。 ていたら必ず人間って生理的現象でトイレ休憩って、どっかで入れるのですね。唯一、あるトイレ違うのかな。公衆トイレというのは。 いうんぬんとありますやろけれども、それがために県の振興計画にも、また五條市のまちづくりにもつなげて行っていただいて、 (牧野雅一) あの街道を走っていったら我々地元の者であっても、また他所から来ていただける来訪者、 理事長としては全体的なものを見ていろんな判断をしていかなければならないと思うのですけれども、 そういうところをやっぱり来ていただける方に対して清潔に、 なおかつ、まだきれいにしていくことによって、 観光客であっても、あれだけの距離を走 ただ今言うている道 市や県に 目に

方がどう思われるか、 しくお願いいたします。 あるんです。よく今社会的にごみ屋敷って、一時的にでもそうなるタイミングって私も何回かあそこで見かけたのですよ。それが他所から来 見た目、タイルが色変わるわけでもなんでもないので。またそのトイレの前のゴミ箱、 に一斉にトイレ使われますね。 ている人からは、 た方にいい形、 トイレってやっぱりきれいに越したことはないと思うのです。今職員さん方が清掃もきっちりしていただいていると思う、 いいものをもって帰っていただけるような、 例えばゴールデンウィークやとか連休とか、これからのシーズンやとかどんどん人がトイレ休憩で降りて行って、 そういうのも整備していく必要があるのではないかと思いますので、よくよく御検討いただいて、 (「十番」の声あり 必ずその前通るのですよ。そこにごみを捨てる、それがあふれておったら、 お迎えするような環境を整えていただけたらなと思いますので、今後ともよろ それも時間帯によってはあふれてこぼれているときが バスから降りてきはった観光客の 他所から来ていただ しかし磨いても

議長(窪 佳秀)十番吉田雅範議員

- 〇十番(吉田雅範)道の駅レストランのブースにおきましてと、あるのですけれども、この帝塚山大学と連携していただいておるのは大変有 難いのですけれども、 この帝塚山大学との連携の、期間限定日曜日のみとなっているのですけれども、 これの契約というのはどうなっていま
- ○議長(窪 佳秀)泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。
- ○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事(泉谷進治)十番吉田議員の質問にお答えいたします。

この間、 運営につきましては、 近々に確認したのですけれども、 光熱費、そういうお金については、今のところ全額こちらが負担するのか、 契約書自体はまだできていないと聞いています。 向こうから負担していただくのか、

いうこととか、売り上げで利益がどんどん上がれば、ふるさと納税として五條市に納めたいというような話を聞いています 以上、答弁とさせていただきます。 (「十番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十番吉田雅範議員。

〇十番(吉田雅範)今聞かせていただいたら正式な契約はしていないと、今現在やったら光熱費は使ったら払うと要った分だけ。そういうこと 契約を交わしておかないことにはあかんの違いますかな。そうでないと、もしほかにもそこでレストランをやりたいという方がおられた場合 契約というのをきちっとしておいてそれで貸す場所を選定するという形をとってもらった方が有り難いと思いますけれども。 ですね。それはきちっと貸すのだったら貸すでこちらが来てもらうようにお願いしたんやったら、お願いしたような契約というのはきちっと

- ○議長(窪 佳秀)泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。
- ○一般財団法人大塔ふる里センター常務理事(泉谷進治)十番吉田議員の御質問にお答えいたします。 を聞きまして、それはすぐしなければならないと、そういう指示はさせていただいております。 誠に議員さんのおっしゃるとおりでございまして、私も最近なんです。契約はどうなっているのかと聞いたところ、していないということ

そういうことをしっかり決めさせていただいて、早急に契約を結ぶようにいたします。申し訳ございません。 トこちらにもらうとか、そして先ほど言わせてもらったように、 私も、それは分かりませんでして、話を聞けばそういうことで、その電気代とかの話も、まだこれから全額市から払うものか、 売り上げがかなり上がれば、それを五條市のふるさと納税としていただくと (「十番」の声あり) 何パーセン

議長(窪 佳秀)十番吉田雅範議員

〇十番 (吉田雅範) 同じ質問を副市長にさせていただくのですけれども、契約どうなっていますか。

○議長(窪 佳秀)樫内副市長。

○副市長(樫内成吉)十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

市の方に還元させていただくというふうにお聞きさせていただいております。 は学生に対するいろんな授業の一環の現場研修という立場に立っておりますので、基本的には収益的なものはふるさと納税的なところで五條 ております。その中で、今回話をいただいたというふうに聞いております。大きな話を聞かせていただいている中では、帝塚山大学さんの方 泉谷支所長の方から申し上げたとおり、 契約自体は個々にはできておりません。 ただ帝塚山大学さんと市の中ではお互いの協定はでき

ないというところでございます。 ただいま議員御指摘のとおり、 個々の詰めた三者による契約、 五條市と帝塚山大学さんとそれから財団との契約というのは、 まだできてい

以上、答弁とさせていただきます。(「十番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十番吉田雅範議員。

〇十番(吉田雅範)やはりいろんな面で帝塚山大学さんと五條市とは連携をとっておるのは知っております。しかし個々に財団が入っています ので、そことやはりきちっと契約書を交わしていただきたいと思いますけれども、早期にやっていただけますか。

議長(窪 佳秀)樫内副市長。

○副市長(樫内成吉)十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、早急に担当の方に指示をさせていただきまして、帝塚山大学さんと詰めさせていただいて、 契約を結ぶべきものはさ

せていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。(「十一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十一番益田吉博議員。

〇十一番(益田吉博)この収益事業の、十四ページですけれども、 れあい交流館で入浴されたという人数は、 一年間で大体分かりますか。 交流館二万九千何人の利用者数と書いて、三万人近い、この利用者の中でふ

)議長(窪 佳秀)泉谷一般財団法人大塔ふる里センター常務理事。

般財団法人大塔ふる里センター常務理事(泉谷進治)十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

千七百六十七名の減となっております。 ふれあい交流館の入浴者数につきましては、二十六年度をもちましては、 一万四千三百五十七名でございます。 前年度に比べましては、

以上、答弁とさせていただきます。(「十一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十一番益田吉博議員。

〇十一番 指定管理料が。そしてこの四千なんぼのうちの内訳でふれあい交流館の配分率が非常に高いわな、二千二百七十万円、星のくにが三百九十万 かいに黒字であるだけであって、 あるから黒字ですやん、この財団法人は、 館は二十五万四千幾らの黒字と書いてくれてあるけれども、 で一万八千人風呂に入ったということですね。それやったら採算は合いますんか。二万人入って三百円で六百万円になるんちゃうんかな。 として成り立つことないわ。見とったらな。 これは電気代が高いわけですか。 になるのかな、 したら十分採算合うわな。 にに比べたら大体二倍くらい燃料費、 千百万円はしゃないとしても、 これだけの二千二百七十万円の土台を結局投資して四十何万円の黒字やと、元から二千万円ほど赤字やん。だからこれどこでそんな赤字 (益田吉博) 風呂だけ見たら一万八千人やったら、仮に二万人として三百円もらったら六百万円で、十分燃料代になるわな。光熱水費って 五ページの内訳表で交流館とか星のくにの燃料費とか光熱費が非常にウエートを占めております。そして交流館と星 ほかの風呂に行ったら六百円、八百円というのやさかい。かなりここにウエートを占めているのやけれども、 四千百万円か二百万円の管理料がなかったら、全くの赤字で閉めてしまわなければならない状態やん。 ここらを何とかならんのかなと、赤字を解消するために。帳簿上は黒字になっとるけれども、土台があるさ 一千万円も電気代が要るということは、 光熱費が要ってますな。 土台のこと言わへんやん、 そこら辺、 副市長、 副市長も黒字になったとか努力しているとか言うてくれているけれども、 燃料費は風呂のボイラーの燃料ですな。 泉谷支所長に言うたかってしゃないけれども。 誰も。一般企業やったらこんなん赤字やん、土台があれへんのやから、 館が大きいさかいに……、ここらがかなりの経費から見たら、 例えば交流館の場合六百万円の燃料費

館の方で他所の人が多いのであれば いいと、地元の人がたくさん入られるのやったら閉めてしまうわけにもいかんやろけれども、 風呂一日休んだとか、なんとかさっき言うてくれていましたけれども、 大塔に二つも温泉もったいないから、 地元の人は人口的から言うたら利用者は少ないやろ。 星のくにの場合は宿泊施設があるさかいに風呂なしというわけにはいかんと思うわ。 僕が思うのは、 地元の人にしたらふれあい交流館で風呂があっ 人口からいうたら。 例えば他所から来てくれる人とかが多いのやっ そしたらあの道を通る人が風

とあの距離の間で行政が手を出して補助金を出してやるのに、二つも風呂はもったいないと思うわ。 はちょっとお客さん来ないかも分からんわな。 男湯のガラス割れとったわ。 呂に入ってくれるのやったら、 人やったら、もう星のくにに行ってもらうようにした方がいいのと違うのかなと、思いますけれども、どうですか。 (笑声) 谷側の方の上が、ガムテープかなんか張ってあったように思ったで。段ボール当ててあったか。 別段僕は星のくにでもええんと違うんかよと、湯は運んでこんなんけど。そやけどこの間星のくにに行ったら その辺副市長 一遍考えてもらったらどうですか。 地元の意向ももちろんあるけれども。 通りすがりの人とか他所から来てくれる

〇議長(窪 佳秀)樫内副市長

○副市長(樫内成吉)十一番益田議員の御質問にお答えいたします。

まうわけにはいかないということも聞いております。 常に電気代は削減できるというふうに聞いておるわけですけれども、 めて本当に高い電気代に対してどうするのか、三階の大会議室といいますか、一番のホールのところをもし使わないということであれば、 風呂があるというような施設でございます。 人も増えてきておりますけれども、 維持管理をする費用も、 今回の財団が指定管理をさせていただいております施設の中で、このふれあい交流館、 今それだけをするならば幾ら要るかということを算出するように指示をさせていただいております。またそれを含 一日、二日と今休館をさせていただいています。後どれだけ維持管理、 他所からの人も十津川の方に行かれる方だと思うのですけれども、 なかなか年間に何十回か使われておるようでございますので、切ってし 五條市でこちらの方で言えば市民会館的なところに 風呂の維持管理というよりも温泉 あるいは上がってきてくれる

できないかという見積りを今出していただくようにお願いをしておるところでございます。 かなか大塔の方までは行くことはできないということの回答だったのですけれども、 いただけるかどうかということもさせていただいたわけですが、その当時は、ちょうど二年前くらいだったと思うのですが、その当時にはな それならば、 、よく言われております第二電々みたいな新しい電気会社の方にということで、 時期がたっていますので、 前回は当たっていただいて、こちらの方に来て 再度いろんなところを使って

ろうかと思いますけれども、 しゃっていただいたように、 いろいろの手段をみんなの知恵も含めてですけれども、お知恵を拝借しながら改善に向けてさせていただけたら、 光熱水費等、 ここの風呂を全部やめてしまって、 ここに書いてある燃料代というものが、特に高いということが数字的に現れておりますので、 もしも大塔のふれあい交流館の温泉の維持管理費用というものが、 天辻の方一本にできるのかどうかということが最終的には究極的ない 非常に高くないというか、 ただ究極的な今議員がおっ ある程度の中でま

われるなということが確認をできていくならば、その議論というものは深めていかざるを得ないかなと思っております。 以上、答弁とさせていただきます。 いずれにしましても、 今の光熱水費等燃料代につきましては、 (「十一番」の声あり) 検討をしっかりとさせていただきたいと存じております

○議長(窪 佳秀)十一番益田吉博議員。

○十一番(益田吉博)そういうことで、この辺が経費として非常に突出している。(壽手(巻)6字)┤│番孟甲書博壽員

考えてしていただきたいと思います。 わけですやんかえ。ちょっと無理やと思うわ。どっちにしても。この人口で。十津川まで行ったら、十津川に温泉あるんやし、そこら辺よく がなかったさかいに一番いいときは五万人ほどあそこには来ていたらしいけれども、これだけ温泉も方々にできてきたら、温泉ブームも下火 になっているのかなと。たくさんできているし。この一六八号のところで四つ、永谷のは民間やけれども、行政が携わっているのは三つある もまた話が出てきますんやろ。あの通りの一六八号で温泉四つもあって、昔は方々に温泉はなかった。きすみ館ができたときには方々に温泉 そしてまた、交流館の方の風呂をやめてしまえというのは究極な話やけれども、今西吉野で永谷に温泉できた、また西吉野温泉、 きすみ館

○議長(窪 佳秀)質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

議長(窪 佳秀)次に、日程第四、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 報第七号、平成二十六年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

最長(窪 佳秀)報告を求めます。山田理事

〔理事 山田和宏登壇〕

○理事(山田和宏)失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第七号、 平成二十六年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、 御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の三ページより御覧いただきたいと存じます。

につきまして、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により報告を行うものでございます。 平成二十六年度予算におきます繰越明許費につきましては、その確定額でございます全三十六事業、 十七億四千四百二十万四千二百八十円

恐れ入ります、議案書の四ページから六ページを御覧いただきたいと存じます。

それでは、事業別に御報告申し上げます。

なお、各事業の内容につきましては説明を割愛させていただき、繰越確定額のみとさせていただきます。

初めに、二款総務費、 一項総務管理費、 五條市まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定支援事業につきましては、 繰越確定額一千百十万円

でございます。

次に、五條市新婚世帯住宅取得補助金交付事業につきましては、繰越確定額一千万円でございます。

次に、 五條市UIJターン住宅取得補助金交付事業につきましては、繰越確定額五百万円でございます。

以に、空き家利活用推進支援事業につきましては、繰越確定額百万円でございます。

次に、 デマンド交通実証運行事業につきましては、繰越確定額六百十五万二千円でございます。

新庁舎整備事業等支援業務委託につきましては、繰越確定額三百六十五万四百円でございます。

次に、 住民情報システム改修業務委託につきましては、 繰越確定額一千五百八万五千四百四十円でございます

次に、 次に、 三款民生費、 四款衛生費、 一項保健衛生費、 一項社会福祉費、 南和広域医療組合負担金につきましては、繰越確定額二億四千六百八十三万八千円でございます 地域介護、 福祉空間整備等施設整備事業につきましては、 繰越確定額四千九十万円でございます。

次に、 健康で安心して暮らせるまちづくり事業につきましては、繰越確定額二百三十九万一千円でございます。

次に、 二項清掃費、 周辺地区環境整備工事につきましては、 繰越確定額百九十万円でございます。

五款農林業費、 一項農業費、 新規就農者確保事業につきましては、繰越確定額七百八十七万五千円でございます。

次のページにまいりまして、農業基盤整備促進事業につきましては、繰越確定額四百三十二万円でございます。

5に、震災対策農業水利施設整備事業につきましては、繰越確定額五百万円でございます。5に、市単独土地改良事業につきましては、繰越確定額一千九百八十万円でございます。

次に、 二項林業費、きすみ広場防護柵設置事業につきましては、 繰越確定額二百二十万円でございます。

ジビエを活かした地域活性化事業につきましては、 繰越確定額九百六十六万一千円でございます。

次に、 林道維持補修事業につきましては、 繰越確定額五百五十万円でございます。

次に、

林道開設事業につきましては、 繰越確定額二千五万八千円でございます。

次に、 市単独林道改良事業につきましては、繰越確定額三百万円でございます。

次に、 六款商工費、 一項商工費、きすみ館大規模改修設計業務委託につきましては、繰越確定額八百二十万円でございます。

次に、 次に、 プレミアム商品券活用事業につきましては、 道路維持修繕事業につきましては、繰越確定額一千六百九万九千二百円でございます。 繰越確定額九千九百四十万円でございます。

次に、 道路改良事業につきましては、 繰越確定額一億一千九百九万七千二百四十円でございます。

恐れ入りますが、 次のページをお願いいたします。

七款土木費、二項道路橋梁費、

次に、 橋梁維持修繕事業につきましては、 繰越確定額二百万円でございます。

次に、 橋梁改良事業につきましては、

次に、 三項河川費、 河川維持修繕事業につきましては、 繰越確定額四千万円でございます。

次に、 四項都市計画費、 (仮称) 五條総合体育館建設事業につきましては、 繰越確定額八百二十万円でございます 繰越確定額七億九千百七十万円でございます。

次に、 五項住宅費、 小規模住宅地区改良事業につきましては、 繰越確定額一億七百五十三万七千円でございます。

地域の安心・安全強化対策事業につきましては、

繰越確定額三千二十四万円でございます。

次に、 警鐘台新設事業につきましては、 繰越確定額百四十万円でございます。 次に、

八款消防費、

一項消防費、

次に、 防災行政無線整備設計業務委託につきましては、 繰越確定額一千五百万円でございます。

次に、 九款教育費、 六項社会教育費、 大塔郷土館施設修繕事業につきましては、 繰越確定額二百五十万円でございます

二項公共土木施設災害復旧費、 道路災害復旧事業につきましては、繰越確定額一千二百十万円でございます。

一項農林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業につきましては、

繰越確定額六千七百六十万円でございます。

十款災害復旧費、

河川災害復旧事業につきましては、 繰越確定額百七十万円でございます。

繰越事業は以上でございます。

なお、いずれの事業につきましても、早期完了を目途に取り組んでまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長(窪 佳秀)報告が終わりました。

これより質疑に入ります。----。

質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第五、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 報第八号、平成二十六年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

議長(窪 佳秀)報告を求めます。山田理事。

〔理事 山田和宏登壇〕

(山田和宏) 失礼いたします。

〇理事

ただいま上程いただきました報第八号、平成二十六年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、 御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七ページより御覧いただきたいと思います。

業について、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定によりまして、事故繰越しとさせていただいたところでございます。 本案につきましては、平成二十六年度中に完了を予定しておりました繰越明許費によるもののうち、当該年度内に支出が終わらなかった事

なお、事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令第百五十条第三項の規定によりまして、繰越明許費の手続を準用することから、ただ

それでは、事業内容について御報告申し上げます。

いま御覧いただいております事故繰越し繰越計算書を調製し、報告を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書のハページを御覧いただきたいと思います。

七款土木費、四項都市計画費、 (仮称) 五條総合体育館建設事業でございますが、入札不調による工事着手の遅れ等により、 年度内の完了

が困難となったため、十五億円を事故繰越しとしたものでございます。

なお、当該事業の財源でございます防災・安全交付金の七億五千万円につきましては、 去る三月三十日付けをもちまして近畿財務局長より

事故繰越しの承認を得ております。

1 一名著名目 一切で

同じく、公共事業等債の七億五千万円につきましても、

同日付けをもって、

奈良県知事より借入に係る同意を得ております。

以上、御報告申し上げます。

○議長(窪 佳秀)報告が終わりました。

これより質疑に入ります。---。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第六、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治)報第九号、平成二十六年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長 (窪 佳秀) 報告を求めます。河田水道局長。

[水道局長 河田博幸登壇]

○水道局長 (河田博幸) ただいま上程いただきました報第九号、平成二十六年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきま

して、地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により御説明を申し上げます。

議案書の九ページから十ページを御覧いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、

本件につきましては、 去る三月議会で平成二十七年度へ繰り越すべき限度額を御決議いただきました簡易水道施設整備事業につきまして、

今回は繰越確定額の報告でございます。

款総務費、 一項総務管理費、宗桧上地区統合簡易水道整備事業、 翌年度繰越額は一億二千二十五万二千円で、 その財源は国庫支出金、 簡

易水道事業債、過疎対策事業債及び一般財源となっております。

事業の内容は、水道未普及地域であります西吉野町本谷地区への配水管工事と、 西吉野町勢井地内にあります浄水場の施設整備工事であり

工事のしゅん工につきましては、平成二十七年七月末を予定しております。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長(窪 佳秀)報告が終わりました。

質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第七、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治)報第十号、平成二十六年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長(窪 佳秀)報告を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長 (田中稔泰) ただいま上程いただきました報第十号、平成二十六年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告に

ついて、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の十一ページを御覧いただきたいと存じます。

本件につきましては、 去る三月議会で平成二十七年度へ繰越しすべき限度額を御議決いただきました下水道事業特別会計につきまして、

回は繰越確定額の報告でございます。

恐れ入りますが、十二ページの計算書を御覧いただきたいと存じます。

款、一項下水道費、事業名、流域関連公共下水道事業、翌年度繰越額二千三百十万円及び汚水処理基本構想策定業務委託、 翌年度繰越額

二百万円、合計二千五百十万円でございます。

内訳といたしまして、今井三丁目、野原西二丁目での公共下水道新設工事費と、これに伴います水道管移設補償費及び汚水処理基本構想策

定業務委託費でございます。

財源につきましては、国庫支出金、市債及び一般財源でございます

主な理由といたしましては、関係機関との協議等に不測の日数を要したためであります。

なお、事業のしゅん工につきまして、本年九月末を予定しており、それまでの早期完了を目指すものであります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長(窪 佳秀)報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十号の報告を終わります。

○議長 (窪 佳秀)次に、日程第八、 報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 報第十一号、 平成二十六年度五條市水道事業会計予算繰越計算書について。

○議長 (窪 佳秀)報告を求めます。 河田水道局長

〔水道局長 河田博幸登壇

○水道局長 (河田博幸) ただいま上程いただきました報第十一号、 平成二十六年度五條市水道事業会計予算繰越計算書につきまして、 地方公営

企業法第二十六条第三項の規定により御報告を申し上げます。

恐れ入りますが、 議案書の十三ページから十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本繰越計算書は、一款資本的支出、一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものでございます。

七百十万一千円を翌年度に繰り越したものでございます。

財源につきましては、 負担金と損益勘定留保資金を充てております。 下水道整備事業関連移設工事事業の予算計上額三千四百四十万円のうち、

なお、工事は本年七月末にしゅん工する予定であります。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○議長(窪 佳秀)報告が終わりました。

これより質疑に入ります。---。

質疑を終わります。

以上で報第十一号の報告を終わります。

○議長 窪 佳秀)次に、 日程第九、 報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 報第十二号、 専決処分の報告、 承認を求めることについて (五條市税条例等の一部改正)。

○議長 (窪 佳秀) 提案理由の説明を求めます。 山田理事。

[理事 山田和宏登壇

〇理事 (山田和宏) ただいま上程いただきました報第十二号、 五條市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつ

きまして、提案理由の説明を申し上げます。 議案書十五ページを御覧いただきたいと存じます。

恐れ入りますが、

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)が、平成二十七年三月三十一日に公布されたこ

に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し承認を求めるものでございます。 とに伴いまして、平成二十七年度の市税の課税に急を要したため、 地方自治法第百七十九条第 一項の規定により、 平成二十七年三月三十一

恐れ入りますが、議案書十七ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条関係につきまして、御説明申し上げます。

備を行うものでございます。

ものであります

第二条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴う所要の規定の

次に、第三十一条につきましては、 法人市民税の均等割の税率適用区分であります資本金等の額に係る改正に伴う所要の規定の整備を行う

当該譲渡所得につきましては、 下から三行目、第三十三条につきましては、 所得税法の計算の例によらないものとするための所要の規定の整備を行うものであります。 所得税における国外転出時課税の創設に伴い、 個人住民税所得割の課税標準の計算において、

だ、第三十六条の二につきましては、法人番号の規定の整備を行うものであります。

に、議案書十八ページを御覧いただきたいと思います。

第三十六条の三の三につきましては、 地方税法の改正に伴う項ずれの整備を行うものであります。

第四十八条及び第五十条につきましては、法人税法の改正に伴い、 市民税の申告納付及び不足税額の納付の手続きに伴う所要の整備

を行うものであります。

第五十一条につきましては、 個人番号または法人番号の規定の整備を行うものであります。

第五十七条及び第五十九条につきましては、 地方税法の改正に伴う条ずれの整備を行うものでございます。

ん中より少し下でございます、附則第十三条の四につきましては、 第六十三条の二から次の十九ページの第百三十九条の三及び二十一ページの下から八行目、 固定資産税及び軽自動車税に関する改正で、 附則第十条の三、 個人番号又は法人番号等 次の二十二ページの真

の延長に係る延滞金の特例の改正でございまして、 少し戻っていただきまして、十九ページをお願いいたします。 法人税法の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。 真ん中より少し下でございます。 附則第四条につきましては 納期限 定の整備を行うものでございます。

附則第七条の三の二につきましては、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限を延長するものでございます。

附則第九条及び二十ページの下から三行目でございます、 附則第九条の二につきましては、 個人住民税の寄附金控除額に係る申告の

特例等に関しまして規定の整備を行うものでございます。

める規定を創設するものでございます。 次に、二十一ページの上から四行目、 附則第十条の二につきましては、固定資産税に関する改正で、 わがまち特例の創設に伴い、 割合を定

法等の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。 次に、二十二ページをお願いします。附則第十一条から附則第十五条までにつきましては、 固定資産税に関する改正でございます。 地 方税

次に、附則第十六条につきましては、 軽自動車税に関する改正で、一定の環境性能を有する軽自動車につきまして、その燃費性能に応じた

少し飛びますが、二十四ページをお願いいたします。

附則第十六条の二につきましては、 たばこ税の税率の特例を廃止するものでございます。

平成二十七年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされておりました原動機付自転車及び二輪車に係る税率について適用開 次に、第二条関係につきまして説明申し上げます。昨年度改正されました平成二十六年三月五條市条例第十六号の一部を改正するもので、

飛びまして、二十六ページをお願いいたします。

始時期が一年間延長されたことに伴う規定の整備を行うものでございます。

附則につきましては、第一条におきまして、それぞれの条例の施行期日を定めております。

を、三十ページの第四条におきましては、 二十七ページの第二条におきましては、市民税に関する経過措置を、二十八ページの第三条におきましては、 軽自動車税に関する経過措置を、第五条におきましては、 市たばこ税に関する経過措置を、 固定資産税に関する経過措置

第六条におきましては、特別土地保有税に関する経過措置をそれぞれ定めております。し飛びまして、三十八ページをお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、 御異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

○議長(窪 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(窪 佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

〕議長(窪 佳秀)次に、日程第十、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。 (竹本勝治) 報第十三号、 専決処分の報告、 承認を求めることについて(五條市都市計画税条例の一部改正)。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。山田理事。

[理事 山田和宏登壇]

〇理事 とにつきまして、 (山田和宏) ただいま上程いただきました報第十三号、 提案理由の説明を申し上げます。 五條市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、 承認を求めるこ

恐れ入りますが、議案書三十九ページをお願いいたします。

十一日に専決処分を行いましたので、 とに伴いまして、 今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)が、平成二十七年三月三十一日に公布されたこ 平成二十七年度の市税の課税に急を要したため、 本定例会におきまして報告し承認を求めるものであります。 地方自治法第百七十九条第一項の規定によりまして、平成二十七年三月三

恐れ入りますが、議案書四十一ページをお願いいたします。

第二条につきましては、地方税法が改正されたことに伴います所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、 附則第十五項につきましては、 地方税法の改正に伴う条ずれの整備を行うものであります。

次に、附則第十四項から四十二ページの下から五行目、附則第二項までにつきましては、法改正に伴います規定の整備を行うものでござい

います。

ます。

次に、附則第一項の次に加える、附則第二項につきましては、わがまち特例の創設に伴いまして、割合を定める規定を創設するものでござ

二項及び第三項におきましては、条例の経過措置を定めております。 最後に、四十三ページの附則につきましては、第一項におきまして、この条例の施行期日は、平成二十七年四月一日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 御承認賜りますようお願い申し上げます。

佳秀)提案理由の説明が終わりました。

質疑を終わります。 これより質疑に入ります。――。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか

佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

[「異議なし」の声あり]

○議長

窪

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

これより本案を採決いたします。

[「異議なし」の声あり]

○議長 窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長 窪 佳秀) 次に、 日程第十一、 報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 部改正)。 (竹本勝治) 報第十四号、 専決処分の報告、 承認を求めることについて (半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の

〇議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。山田理事

〔理事 山田和宏登壇〕

専決処分の報告、 (山田和宏) ただいま上程いただきました報第十四号、半島振興対策実施地域指定等に係る市税の特別措置条例の一部を改正する条例の 承認を求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の四十四ページをお願いいたします。

とに伴いまして、平成二十七年度の市税の課税に急を要したため、 に専決処分を行いましたので、本定例会におきまして報告し承認を求めるものでございます。 今回の改正につきましては、半島振興法の一部を改正する法律 (平成二十七年法律第六号) が、平成二十七年三月三十一日に公布されたこ 地方自治法第百七十九条第一項の規定により、平成二十七年三月三十一日

恐れ入りますが、議案書四十六ページを御覧いただきたいと思います。

第一条及び第二条につきましては、半島振興法の一部が改正されたために、対象業務が情報サービス業等、 農林水産物等販売業務が追加さ

れたことに伴います所要の規定の整備を行うものでございます。

附則におきまして、この条例の施行期日は、平成二十七年四月一日と定めております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。--

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

○議長 (窪 佳秀)御異議なしと認めます。 よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

これより本案を採決いたします。

[「異議なし」の声あり]

議長(窪)佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第十二、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 報第十五号、 専決処分の報告、 承認を求めることについて (五條市国民健康保険税条例の一 部改正)。

議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長。

[すこやか市民部長 稲次裕美登壇]

○すこやか市民部長 提案理由の説明を申し上げます。 (稲次裕美)ただいま上程いただきました報第十五号、 五條市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告につきまし

恐れ入りますが、議案書の四十八ページを御覧いただきたいと存じます。

たことに伴い、平成二十七年度の国民健康保険税の課税に急を要したために専決処分を行ったものであります。 今回の条例改正における専決処分の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成二十七年三月三十一日に公布され

対象となる世帯の軽減判定所得を引き上げる改正及び国が示す条例 金課税額に係る限度額を引き上げる改正と、 条例改正の内容につきましては、地方税法施行令の改正に併せて、 それでは、改正条例の内容につきまして、 御説明を申し上げます 低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、 例 国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付 に沿わせるための字句等の校正、 条文の追加を行う改正であります。 保険税の五割軽減及び二割軽減の

議案書、五十ページを御覧いただきたいと存じます。

度額を五十一万円から五十二万円に、 に、それぞれ改めるものであります。 まず初めに、五條市国民健康保険税条例第二条第二項、同条第三項及び同条第四項並びに第二十一条本文におきましては、基礎課税額の限 後期高齢者支援金等の限度額を十六万円から十七万円に、 介護納付金の限度額を十四万円から十六万円

定所得を引き上げるよう改正を行うものであります。 第二号におきましては、低所得者の保険税の均等割及び世帯割に係る五割軽減の、また同条第三号におきましては二割軽減のそれぞれ軽減判 次に、第二十一条第一号、第二号及び第三号におきましては、 条文中の地方税法の条ずれに伴う規定の整備を行うものであり、 さらに同条

たしますので、その条文追加に伴う字句等の校正であります。 次に、第二十一条の二及び第二十二条につきましては、その次の第二十二条の二で特例対象被保険者等に係る申告についての条文を追加

次に、附則第三項につきましては、条文中の地方税法の条ずれに伴う規定の整備及び字句等の校正を行うものであります。

附則第一条につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二条につきましては、適用区分を規定したのもであります。

第二条中におきまして条文中の地方税法の条ずれに伴う規定の整備行うものであります。

附則第三条につきましては、平成二十五年十二月に公布されました五條市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもの

次に、附則第一項におきましては、施行期日の一部を改正するものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、 御異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。 よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(窪 佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長(窪 佳秀)本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

(に、日程第十三、報第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 報第十六号、 専決処分の報告、 承認を求めることについて (五條市介護保険条例の一部改正)。

〕議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長。

「あんしん福祉部長 河村康友登壇」

○あんしん福祉部長 求めることにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 (河村康友) ただいま上程されました報第十六号、 五條市介護保険条例の一部改正につきまして、専決処分の報告、

恐れ入りますが、お手元の議案書五十三ページを御覧いただきたいと存じます。

求めるものでございます。 項の規定により、政令施行日と同日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を 本案は、本年四月十日に介護保険法施行令の一部改正が施行されたことに伴いまして、 特に緊急を要したため、 地方自治法第百七十九条第

れたことを踏まえ、 具体的な改正内容につきましては、平成二十七年度分から介護保険料へ公費を投入し、 第三条第二項を加えることにより、所得段階が第一段階の第一号被保険者についての保険料を平成二十七年度から平成二 低所得者の第一号保険料の軽減強化を行うこととさ

また、附則につきましては、施行期日及び経過措置を定めております。十九年度まで、三万二千百三十円と改めます。

以上、御報告申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

承認を

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

質疑を終わります。

これより質疑に入ります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(窪 佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第十四、報第十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

(竹本勝治) 報第十七号、専決処分の報告、 承認を求めることについて(平成二十六年度五條市一般会計補正予算(第八号))。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。山田理事

[理事 山田和宏登壇]

○理事(山田和宏)失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第十七号、専決処分の報告、承認を求めることについて(平成二十六年度五條市一般会計補正予算(第八

号))につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十六ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、 (仮称) 五條総合体育館建設事業に係る平成二十六年度申請の過疎対策事業債につきまして、平成二十七年三月三十一日付けで、

とから、 付けをもって専決処分としたため、 奈良県知事より起債の同意がありましたため、また、同じく三月三十一日付け償還の市債につきまして、公債費の現計予算に不足が生じたこ 歳入歳出予算及び繰越明許費、 同条第三項の規定に基づきまして、 債務負担行為並びに地方債の補正につきまして、 その旨を議会に報告し、 地方自治法第百七十九条第一項の規定により 併せて承認を求めるものでございます。 同日

恐れ入りますが、 別冊の平成二十六年度五條市一般会計補正予算書 (第八号) の一ページより御覧いただきたいと存じます。

出ともに百九十六億三千八百三万円となるところでございます。 当該補正でございますが、 一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ三億五千八百八十二万二千円を追加するもので、これによる予算額は歳入歳

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、八ページを御覧いただきたいと思います。

次年度へ繰り越すものでございます。 育館建設工事費の追加でございまして、平成二十六年度におきまして、 を今後有効に活用するため、 初めに、七款土木費、 四項都市計画費、 当該予算の増額を行いまして、併せて平成二十六年度執行分の二百五万六千円を除きます七億九千百七十万円を 五目都市公園建設事業費、 十五節工事請負費の二億九千万円でございますが、 奈良県知事より起債の同意を受けた当該工事費に係る過疎対策事業債 (仮称) 五條総合体

支出金におきまして、 また、当該補正額の財源内訳でございますが、平成二十六年度に交付決定を受けました防災・安全交付金は一億円であったことから、 一億五千万円を減額いたしまして、 新たに地方債四億四千万円を追加するものでございます。 玉 庫

るものでございます。 付けで近畿財務局長より事故繰越しの承認を受けておりますので、 分と合わせまして二十二億九千万円となることから、 なお、平成二十五年度におきまして交付の決定を受けた防災・安全交付金に係ります繰越明許費十五億円につきましては、 債務負担行為の額を同額減額いたしまして六千万円とし、 工事請負費並びに監理委託料に係ります現予算額は、平成二十六年度計上 合計で二十三億五千万円とす 去る三月三十日

利子及び割引料の三百十五万六千円でございますが、三月三十一日付け償還の地方債につきまして、当該現計予算において不足が生じました 次に、十一款公債費、 その所要額を追加したものでございます。 項公債費、 一目元金、 二十三節償還金利子及び割引料の六千五百六十六万六千円並びに二目利子、二十三節償還

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十四款国庫支出金におきまして、一億五千万円を減額いたしまして、十七款繰入金において、六千八百八十二万

二千円を、さらに二十款市債におきまして、四億四千万円をそれぞれ追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

第二表繰越明許費補正、第三表債務負担行為補正並びに第四表地方債補正につきましては、説明を割愛させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

)議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。---。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、 御異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

○議長(窪 佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第十五、議第三十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 議第三十四号、 五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長

[すこやか市民部長 稲次裕美登壇]

○すこやか市民部長 (稲次裕美)ただいま上程いただきました議第三十四号、 五條市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定につきまして、 提案

理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の五十八ページを御覧いただきたいと存じます。

国・県において歯科口腔保健の推進に向けた法律や条例が整備されました。こうした背景の下、 基本理念を定め、 主な内容につきまして、各条の概略を御説明申し上げます。 本議案は、平成二十三年に歯科口腔保健の推進に関する法律が、平成二十五年に、なら歯と口腔の健康づくり条例がそれぞれ施行され、 市の責務や保健医療等関係者の役割を明らかにし、 施策の基本となる事項を定めるため、 市民の歯と口腔の健康づくりの推進について 本条例を制定するものであります。

恐れ入りますが、議案書五十九ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条は、条例の目的を、 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本となる事項を定め、 市民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与

することと定めております。

第二条は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策の基本理念について定めております。

第三条は、市は、基本理念に則り施策を策定し、実施することと定めております。

第四条は、 保健医療関係者、 福祉関係者、 教育関係者は、 相互に連携し、施策の推進に協力するよう努めることと定めております。

第五条は、事業者の役割について定めております。

第六条は、 市民は、 正しい知識を持って歯科疾患の予防に積極的に取り組むよう努めることと定めております。

第七条は 市が歯と口腔の健康づくりを推進するために実施する基本的な施策について定めております。

第八条は、施策実施に必要な財政上の措置について定めております。

附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終らせていただきます。よろしく御審議の上、 御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「九番」の声あり)九番山口耕司議員

〇九番 展開をするのか、 (山口耕司) また規則等を設けるのか、 市民の健康づくりのための素晴らしい条例だと思うのですけれども、この条例におきまして、予算措置、 そしてまた他市の状況、 設置状況等を教えていただきたいと思います。 また新たな事業の

○議長(窪 佳秀) 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長(稲次裕美)九番山口議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、条例制定に際して新たな予算措置があるかどうかという御質問なんですけれども、新たなこの条例を制定したという理由での新たな

予算措置は今のところございません。

密にして、歯と口腔の健康づくりについて検討をしていくことになるのですけれども、 ことになるかと思います。 規則等の制定につきましては、今のところ予定はしておりませんが、これから事業者さんですとか、 その検討の段階で必要が発生しましたら規定していく 各福祉、 教育の関係者と協議等連携を

他市の制定状況なんですけれども、 奈良県におきましては、この条例を既に制定済みの市は十二市の中では御所市と桜井市が今年の三月定

例会で制定済みというふうに伺っております。

回制定を予定しておりますのが、天理市が本六月の定例会に上程予定と聞いております。 本年度で五條市と同じように制定予定の自治体につきましては、 大和高田市が本年度中というふうに聞いております。五條と同じように今

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

)議長(窪 佳秀)九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司)新たな事業の展開というのは、ございませんか。

○議長 (窪 佳秀) 稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長(稲次裕美)九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

この条例の制定に際して、新たな事業の計画は今のところしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

議長(窪 佳秀)九番山口耕司議員。

〇九番 (山口耕司) V) い条例でございますので、 市民のための健康づくりの条例でございます。 この条例に関しての市民に対してのお知らせは

どのようにしていくのか、教えていただけますか。

○議長 (窪 佳秀) 稲次すこやか市民部長

○すこやか市民部長(稲次裕美)九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。(詩刊《巻』任秀》和巻刊で名が「月音刊

ころ市民の方自体の、 こうとは思うのですけれども、この条例を規定したことによって、市民の方々に大きなメリットがあるわけではありませんので、……今のと な事項を定めたというのが主な内容となっております。ですので、 健康に対していろんな施策を有効に利用していただけるようにしていこうと考えております。 て規定させていただいたというのが大きな内容と、今市が行っていますいろんな歯と口腔の施策があるのですけれども、それの内容で基本的 が新しい施策を展開するようになった場合は、 この条例の主な内容が、 しかも連携を密にすることという規定が明文化されておりますので、 効率的に施策を展開できるというメリットはありますので、そういうメリットを生かして、 市の側に立ちましたら、これを規定していただけましたら、いろんな方々にこういうことをするという責務が明確にな 市民それから市保健医療等の関係者のいろんな役割を、今までも役割はぼやっとはあったのですけれども、 広報等に載せて、こういうことでこういう事業を始めますというようなことをさせていただ 市民の方々に、この条例を制定したことによって何か新しい協議の結果 市民の方々に効率的で有効な施策をいろんなところから重複したり 市民の方々に一つでも多くの歯と口腔の

以上です。(「九番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司)せっかくの取組でございますので、 一つだけ御提案申し上げたいと思います。

どうかよろしくお願いしたいと思います。 吹田市で同じような条例を制定しまして、市民広報にきちっと載せております。歯と口腔の健康づくり条例の仕組みという、広報に載せて しっかりこの辺のことを訴えていただいて、健康管理に、 また長寿社会の口の中の健康というのは大変重要になってまいりますので、

たそういった機会としていい先生をお招きして口の中は大事ですよという講演をしていただければいいかと思いますので、どうかよろしくお 阪大学の歯科学部の教授が講師となって講演会を開いております。 そして、その条例を記念しての、制定記念講演会というのを吹田市でやっております。これは健康から健康寿命を延ばすということで、 どうかいい条例でございますので、 市民に知らせていただいて、そしてま

願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長 (窪 佳秀) 次に、日程第十六、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治)議第三十五号、五條市食肉処理加工施設設置条例の制定について。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長 迁 信彦)ただいま上程いただきました議第三十五号、 五條市食肉処理加工施設設置条例の制定につきまして、 提案理由 [の御

説明を申し上げます。

議案書の六十二ページを御覧いただきたいと思います。

行し、ジビエを生かし、食肉を地域の資源として捉え、有効活用することを目的に制定するものでございます。 今回の条例制定につきましては、本年十月から食肉処理加工施設が稼働することにより、 捕獲した野生獣の処理体制を円滑にまた安全に遂

条例の概要につきましては、議案書六十三ページを御覧ください。

第一条は、五條市食肉処理加工施設を設置することを定めております。

第二条は、名称及び位置について定めております。

三条は、施設には、必要な職員を置くことができると定めております。

第四条は、業務時間及び休業日を定めております。

第五条は、 施設の業務内容について定めており、第六条は、搬入者が故意又は過失により施設、 設備等を損傷、 滅失したときの義務責任等

について定めております。

第七条は、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるとしております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 附則につきましては、 施行日を、 公布の日からと定め、十月一日に公布するといたしました。 御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

佳秀) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「九番」の声あり)九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司)これもジビエール五條開設に当たっての大事な条例となってまいるかと思います。

この条例に関しまして、 食肉の処理加工という、 人が口にするものでございます。そうした口にするものであるところでこの条例の中の条

)議長(窪 佳秀)辻産業環境部長。

文には入っておらないのですけれども、

その辺どうお考えですか。

○産業環境部長(辻 信彦)九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

規則もしくは要綱というようなところで適切に対応してまいりたいと考えております。 別に定めるものというものの中には、 衛生管理、 また運営の基準といったところのものがあると思います。 それらの詳細につきましては

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

議長(窪 佳秀)九番山口耕司議員。

おるなというところを見せていくのがこの条例の大事な部分ではないかなと思うのです。 た食肉加工のジビエを利用しようとしている方々が見て購入に至るかと思うのです。そうした中できちっとしたところを五條市は取り組んで (山口耕司) 適切に対応していただければいいかと思うのですけとれども、やはり条例となれば一般市民、 また全国のいろんなこういっ

ます。その中では、 きるような形で取り組んでいただきたいと思うのですけれども、 としては条例で定められた管理運営基準や調理保存基準に適合することとございます。しっかりその辺は条例で定めるか、 そして、平成二十七年五月に農林水産省の方から「捕獲した鳥獣の食肉利活用について」というパンフレットがインターネットで出ており 市長が別のところで定めるとさっきおっしゃっていただきましたけれども、その中できちっと公表できるような形で、 食品衛生法というのがあって、 食肉処理施設都道府県等の条例で定められた施設基準に適合することとか、 いかがでございましょうか。 世間にお知らせで 定めないの また食肉処理

議長(窪 佳秀)辻産業環境部長。

○産業環境部長(辻 信彦)九番山口議員の御質問にお答えを申し上げます。

ほどこだわらないものについては要綱であったりということで使い分けをしながら定めてまいりたいと思います。 先ほど申しましたように、いろんなことをきちんと定めていかなくてはならないと考えております。条例に続く規則であったり、またそれ

以上、答弁とさせていただきます。(「九番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)九番山口耕司議員。

○九番 (山口耕司) どうか大事な地域創生の事業でございますので、しっかりと漏れ落ちのないようにどうかよろしくお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長 (窪 佳秀) 次に、 日程第十七、 議第三十六号、 議第三十七号、 議第四十一号及び議第四十二号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治)議第三十六号、五條市上野公園等条例の制定について。

議第三十七号、五條市阿田峯公園条例の制定について。

議第四十一号、五條市都市公園条例の一部改正について。

議第四十二号、五條市上野公園等条例の廃止について。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長 (田中稔泰)ただいま上程いただきました議第三十六号及び第三十七号並びに議第四十一号、議第四十二号につきまして、提案

理由の御説明を申し上げます。

まず、議第三十六号、五條市上野公園等条例でございます。

恐れ入りますが、議案書六十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案は、五條市上野公園等条例として五條市上野公園、五條市阿田峯公園の両公園を設置してまいりましたが、 利用状況等の整理を行う

ものとし、五條市上野公園単独での設置とするものであります。

次に、条項の内容につきまして要点のみ御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の六十六ページから七十二ページを御覧願いたいと存じます。

制定する項目として、第一条は、条例で定める設置規定を定めております。

第二条は、名称及び位置であります。

第三条から第六条では、 指定管理者等による管理、 申請、 指定、 業務について定めております。

第七条は、開園時間、第八条は、休園日について定めています。

第九条から第十一条につきましては、 利用許可とその制限、取消し等について定めております。

第十二条から第十三条につきましては、 利用料金について定めています。

設利用の許可を受けている者は、五條市上野公園条例の規定に基づく利用の許可を受けた者とみなすこととしております。 附則につきましては、平成二十七年七月一日から施行することとし、この条例の施行の際、 現に五條市上野公園等条例により上野公園 の施

第十四条は、損害賠償等について、第十五条は、秘密保持義務、第十六条につきましては、委任について定めております。

?に、議第三十七号、五條市阿田峯公園条例でございます。

恐れ入りますが、議案書七十三ページを御覧いただきたいと存じます。

のとし、五條市阿田峯公園を単独での設置とするものであります。 本議案は、五條市上野公園等条例として、五條市上野公園、五條市阿田峯公園の両公園を設置してきましたが、 利用状況等の整理を行うも

に、条項の内容につきまして、要点のみ御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の七十四ページから八十ページを御覧願いたいと存じます。

制定する項目として、第一条は、条例で定める設置規定を定めております。

二条は、名称及び位置であります。

第三条から第六条では、 指定管理者等による管理、 申請、 指定、 業務について定めております。

第七条は、開園時間、第八条は、休園日について定めております。

第九条から第十一条につきましては、 利用許可とその制限、 取消し等について定めております。

第十二条から第十三条につきましては、利用料金について定めております。

損害賠償等について、第十五条は、 秘密保持義務、第十六条につきましては、 委任について定めております

施設利用の許可を受けている者は五條市阿田峯公園条例の規定に基づく利用の許可を受けた者とみなすこととしております。 附則につきましては、平成二十七年七月一日から施行することとし、この条例の施行の際、 現に五條市上野公園等条例により阿田峯公園の

以上で議第三十七号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

次に、議第四十一号、五條市都市公園条例の一部改正についてでございます。

恐れ入りますが、議案書の九十ページ、九十一ページを御覧願いたいと存じます。

本条例の一部改正につきましては、本議会提出の議第三十六号、 五條市上野公園条例及び議第三十七号、 五條市阿田峯公園条例の制定に伴

い、文言の整理を行うため、五條市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

五條市都市公園条例第七条第一項中 「市の管理する公園施設で有料で利用させる」の次に、 「もののうち、 他の条例に定めのある公園施設

を除く」を加えるものであります。

附則につきましては、 条例の施行日は平成二十七年七月一日から施行することとしております。

次に、議第四十二号、五條市上野公園等条例の廃止についてでございます。

恐れ入りますが、議案書の九十二ページ及び九十三ページを御覧願いたいと存じます。

本議会提出の議第三十六号、 本条例の廃止につきましては、これまで五條市上野公園等条例として、五條市上野公園、 五條市上野公園条例及び議第三十七号、 五條市阿田峯公園条例の制定により、 五條市阿田峯公園の両公園を設置しておりますが それぞれ単独での設置といたした

め、五條市上野公園等条例を廃止するものでございます。

附則につきましては、条例の施行日は平成二十七年七月一日から施行するものとしております。

以上で議第三十六号、 議第三十七号、 議第四十一号、 議第四十二号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、

決議賜りますようよろしくお願いします。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。---

質疑を終わります。

本四議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第十八、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治)議第三十八号、五條市行政手続条例の一部改正について。

〇議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

[市長公室長 福塚勝彦登壇]

〇市長公室長 恐れ入ります、お手元の議案書、 (福塚勝彦)ただいま上程いただきました議第三十八号、 八十一ページを御覧願います。 五條市行政手続条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正でございますが、 行政手続法の改正の趣旨に沿った規定の整備を行うため、 本条例の一部を改正するものでございます。

八十二ページを御覧願います。

改正の内容でございますが、目次中「第四章 行政指導(第三十条から第三十五条)」の次に 「第四章の二処分等の求め (第三十五条の

二)」を追加し、第三条中「第四章」を「第四章の二」に改めるものでございます。

また、第二条以下文言の漢字表記を記載のとおり改めるものでございます。

次に、八十二ページの下から四行目、第三十三条におきましては、同条第二項及び第三項を同条第三項及び第四項とし、新しく第二項を加

えます。

相手方に根拠となる法令の条項や理由等を示さなければならないとするものでございます。 内容といたしまして、行政指導に携わる者は、 行政指導をする際に、八十三ページの上段、 第一号から第三号まで記載しておりますとおり

次に、第三十四条でございますが、第三十四条の次に第三十四条の二「行政指導の中止等の求め」を加えます。

に適合していないと考える場合には、 ことを求めることができるとするものでございます。 内容といたしましては、法令に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた相手方が、その行政指導が当該法律又は条例に規定する要件 その行政指導をした行政機関に対し、 その旨を申し出て、 その行政指導の中止その他必要な措置を取る

第二項は、前項の申し出に係る記載事項について定めております。

第三項では、 第一項の申し出があった場合の必要な調査、必要な措置について定めております。

続きまして、八十四ページを御覧願います。

「第四章」の次に「第四章の二処分等の求め」を加えまして、第三十五条の二「処分等の求め」を加えます。

内容としましては、 何人も、法令に違反する事実を発見した場合に、 行政機関に対し、その旨を申し出て、それを是正するための処分や行

政指導を求めることができることとするものでございます。

界二項は、前項の申し出に係る申出書の記載事項について定めておるところでございます。

第三項は、 第一項の規定で申し出のあったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、その処分または行政

指導をしなければならないとするものでございます。

附則におきまして、 五條市税条例及び五條市国民健康保険税条例の一部を改正し、 行政手続条例の引用部分について、条項ずれに対

応しておるところでございます。

条第三項」を「第三十三条第四項」に、 五條市税条例につきましては、第四条第二項中、また、五條市国民健康保険税条例については、第二十五条第二項中のそれぞれ 「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改めるものでございます。

なお、本条例の施行期日は、公布の日といたしております。

以上で議第三十八号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、 御決議賜りますようにお願い申し上げます。

これより質疑に入ります。――。

佳秀)提案理由の説明が終わりました。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 (窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(窪 佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

午後五時七分休憩に入る

佳秀)トイレ休憩のため、午後五時二十分まで休憩をいたします。

○議長

(窪

午後五時二十分再開

○議長(窪 佳秀)休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

現在の出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第十九、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治)議第三十九号、職員の再任用に関する条例の一部改正について。

(窪 佳秀) 提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長

[市長公室長 福塚勝彦登壇]

○市長公室長 (福塚勝彦)ただいま上程されました議第三十九号、 職員の再任用に関する条例の一部改正につきまして、 提案理由の説明を申し

上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書八十六ページを御覧願います。

日に施行されることに伴いまして、公務員が加入する共済年金が、厚生年金に統一されることから、これを引用しております本条例の規定 この条例の改正理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一 部を改正する法律が平成二十七年十月

を整備しようとするものでございます。

改正内容でございますが、恐れ入ります、お手元の議案書八十七ページを御覧願います。

条例附則第二条中、 地方公務員等共済組合法の附則第二十五条の二第一項第一号を厚生年金保険法の附則第七条の三第一項第四号に改める

ものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は平成二十七年十月一日から施行することとしております。

以上で議第三十九号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、 御議決賜りますようお願い申し上げます。

佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

これより本案を採決いたします。

佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

○議長

(窪

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 (窪 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長 窪 佳秀) 次に、 日程第二十、 議第四十号を議題といたします

事務局長に件名を朗読させます。

(竹本勝治) 議第四十号、 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。 稲次すこやか市民部長

[すこやか市民部長 稲次裕美登壇

○すこやか市民部長 (稲次裕美)ただいま上程いただきました議第四十号、 五條市国民健康保険条例の一 部改正につきまして、提案理由の御説

明を申し上げます。

議案書の八十八ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、国民健康保険法の一部が改正されたためであります。

改正内容につきましては、条例中で引用している法律の条番号を改めるものであります。

それでは、改正条例の内容につきまして、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、 議案書の八十九ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、五條市国民健康保険条例第八条第一項につきましては、条文中の国民健康保険法の引用条文の条ずれに対応するよう規定の整備を行

うものであります。

附則につきましては、施行期日を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか

[「異議なし」の声あり]

○議長 佳秀) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(窪 佳秀)御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第二十一、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(竹本勝治)議第四十三号、市道路線の変更について。

〕議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長。

〔都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長 (田中稔泰) ただいま上程いただきました議第四十三号、市道路線の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案につきましては、市道野原西一九号線の終点部及び幅員の変更をするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の九十四ページ及び添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

この路線につきましては、平成十二年度におきまして延長二〇〇メートルの間、野原西一九号線として認定いただいているところでござい

ます。

ましては、終点を「五條市野原西一丁目七○番地の一四地先」から「五條市野原西一丁目一番地の六地先」に変更するもので、延長は「二○ 提案理由といたしましては、平成二十四年六月に策定された五條市まちづくり構想に基づき事業実施する箇所であり、変更の概要といたし

○メートルから四五○・八メートル」となり、二五○・八メートルの延伸となります。

幅員につきましては「一○メートル」を「一○メートルから一五メートル」に変更となります。

以上で議第四十三号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (窪 佳秀) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「三番」の声あり)三番牧野雅一議員

○三番(牧野雅一)この議案に関しては、先の議会運営委員会で厚生建設の方に付託するという方向でお話させていただいておったのですが 付託する前に、念のために確認だけさせてください。

ら市に所有が移っておるのか、もしまだであれば、公社の土地を市道認定することは法的に問題がないのかどうか、そこのところだけ確認い 今言うているこの間は、 ほかの補助事業によって今市が公社から買い取ってされている途中だと思うのですけれども、 今現在これは公社か

)議長(窪 佳秀)田中都市整備部長。

ただけますか。

○都市整備部長(田中稔泰)牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

今回延伸をお願いしている部分については、公社よりの買戻しはまだでございます。

がございますので、その分にはその部分で担保できるのかなというふうに考えております。 それと市道認定の条件につきましては、 市道認定の条件の中で底地が市所有のもの、あるいは市の所有となると見込まれるものという規約

以上、答弁とさせていただきます。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。長(窪) 佳秀)質疑を終わります。

議長(窪 佳秀)次に、日程第二十二、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 議第四十四号、 平成二十七年度五條市一般会計補正予算 (第一号)議定について。

一十番」の声あり

)議長(窪 佳秀)十番議会運営委員会吉田雅範委員長。

○十番(吉田雅範)ただいま上程になりました議第四十四号につきましては、 去る一日の開会日において市長から提出議案の概要説明を受けて

予算に対する肉付けの予算案でありますので、慎重審議を期するため、この際予算審査特別委員会を設置していただきたいと思います。 おりますので、提案理由の説明は結構かと思いますが、本議案は新規事業や政策的な経費を抑えた、いわゆる骨格予算で編成されていた当初

委員の数は七名とし、委員の選任については、 議長に一任いたしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長(窪 定数を七名とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。 佳秀)お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、

「異議なし」の声あり〕

佳秀)異議なしと認めます。よって本案は委員の定数を七名とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しま

なお、委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、 議長から指名をいたします。

それでは指名いたします。 一番養田全康議員、 三番牧野雅一議員、 四番宗部康寛議員、 五番吉田 正議員、 八番福塚 実議員 九番山 口耕

司議員、十番吉田雅範議員、以上七名の方にお願いをいたします。

願いいたします。 なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議を願いたいと思いますので、各位には本日散会後、 直ちに議長室に御参集をお

○議長(窪 佳秀)次に、日程第二十三、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 議第四十五号、 平成二十七年度五條市下水道事業特別会計補正予算 (第一号) 議定について。

)議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。田中都市整備部長

都市整備部長 田中稔泰登壇〕

○都市整備部長 つきまして、 提案理由の御説明を申し上げます。 (田中稔泰) ただいま上程いただきました議第四十五号、 平成二十七年度五條市下水道事業特別会計補正予算

別冊の下水道事業特別会計補正予算書の一ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、 歳入歳出それぞれ二百四十万円を追加し、 総額をそれぞれ十一億四千五百三十万円とする歳入歳出予算の補正でござい

ます。

内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページ及び五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書を御覧いただきたいと存じます。

一款下水道費、一項下水道費、一目下水道総務費のうち、十三節委託料二百四十万円につきましては、下水道事業法適化基本方針検討業務

委託料の追加であります。

次に、歳入でございます。

六款市債、一項市債、一目土木債、四節地方公営企業法適化事業債二百四十万円を追加し歳入歳出の均衡を図っております。

理由といたしましては、総務省より、平成二十七年度から平成三十一年度までを下水道事業等の公営企業会計適用の集中取組期間とし、 そ

の期間内に、人口三万人以上の市区町村におきましては、 公営企業会計に基づいたものに移行していることが求められております。

なお、下水道事業法適化基本方針検討業務委託の内容といたしましては、法適用の範囲、 計画策定、準備体制、 スケジュール等の方針を検

御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。 以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますよ

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第二十四、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 議第四十六号、平成二十七年度五條市墓地事業特別会計補正予算 (第一号) 議定について。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

〇産業環境部長 迁 信彦)ただいま上程いただきました議第四十六号、平成二十七年度五條市墓地事業特別会計補正予算 (第一号) 議定につ

きまして、提案理由を御説明申し上げます。

ございまして、これに伴う予算総額は、 このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございまして、 恐れ入りますが、 別冊の平成二十七年度五條市墓地事業特別会計補正予算書(第一号)の一ページより御覧いただきたいと思います。 歳入歳出ともに一千八百四十一万円となるところでございます。 歳入歳出の現計予算にそれぞれ一千五百十一万円を追加するもので

初めに、歳出予算について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、四ページの歳出の項を御覧いただきたいと存じます。

いますが、 査のそれぞれの業務について委託を行うため、当該所要額を計上いたしております。 一款、一項墓地事業費、二目墓地建設事業費、 (新)市営墓地の建設に伴う経費を予算化するものでございまして、消耗品等の事務的経費を始め、 十一節需用費の三十万円及び十二節役務費の一万円並びに委託料の一千四百八十万円でござ 測量、 基本設計並びに地質調

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと思います。

歳入予算につきましては、一款繰入金、一般会計において、一千五百十一万円を追加いたしまして、歳出との均衡を図ったものでございま

す

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「八番」の声あり)八番福塚 実議員。

〇八番 (福塚 四ページの説明の部分で六万円食糧費となっておるのですけれども、 墓地事業に食糧費というのは、 お供え物ですか。

タカ

- ○議長(窪 佳秀)辻産業環境部長。
- ○産業環境部長(辻 信彦)八番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

この部分につきましては、今後地元説明会等で必要なお茶であるとか、そういうふうなものの経費を計上しております。

以上でございます。(「八番」の声あり)

- ○議長(窪 佳秀)八番福塚 実議員。
- 〇八番(福塚 ですけれども、一応書いてあるので、それでいいです。 実)食糧費と書いてあるのは、余りどうかなと思うので、会議費とかそういうふうな形に名目を変える方がいいのかなと思うの
- ○議長(窪 佳秀)質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第二十五、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長 (竹本勝治) 議第四十七号、平成二十七年度五條市介護保険特別会計補正予算(第一号)議定について。

磯長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。河村あんしん福祉部長

[あんしん福祉部長

河村康友登壇

○あんしん福祉部長 につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 (河村康友) ただいま上程いただきました議第四十七号、平成二十七年度五條市介護保険特別会計補正予算 (第一号) 議定

恐れ入りますが、 別冊の平成二十七年度五條市介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

強化を行うため、 今回の補正予算につきましては、介護保険法施行令の一部改正が本年四月十日に施行され、 一般会計において受け入れた国庫・県費を含む財源を市の負担分とともに繰り出し、介護保険特別会計において受け入れる 公費を投入して低所得者に対する保険料の軽減

ため、歳入の予算額の財源内訳を変更するものでございます。

それでは三ページの歳入につきまして、御説明を申し上げます。

一款介護保険料、一項介護保険料、 一目第一号被保険者介護保険料において一千七十九万二千円の減額を行い、 七款繰入金、 項他会計繰

入金、一目一般会計繰入金に一千七十九万二千円を追加いたしまして、歳入の内訳変更をしたものでございます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。---。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(窪 佳秀)次に、日程第二十六、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

(竹本勝治) 議第四十八号、平成二十七年度五條市大塔診療所特別会計補正予算(第一号)議定について。

戦長(窪 佳秀)提案理由の説明を求めます。稲次すこやか市民部長

[すこやか市民部長 稲次裕美登壇]

〇すこやか市民部長 定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。 (稲次裕美)ただいま上程いただきました議第四十八号、平成二十七年度五條市大塔診療所特別会計補正予算 第一 号)

恐れ入りますが、 まず、一ページにつきまして、 別冊の平成二十七年度五條市大塔診療所特別会計補正予算 御説明を申し上げます。 (第一号) を御覧いただきたいと存じます。

今回の補正予算は、 歳入歳出それぞれ三千四百四十万円を追加して、歳入歳出の予算総額を八千六百三十万円とするものでございます。

次に、歳出につきまして、御説明を申し上げます。

四ページ下段を御覧いただきたいと存じます。

一項総務管理費、 一目業務費の三千四百四十万円の増額につきましては、 大塔診療所の改修と電子カルテ導入に要する経費で

あります。

狭く診察室の仕切りもない状態であることから、大塔支所の三階を改修し、診療施設の整備を図るため、所要の経費を計上するものでありま 同診療所は、 平成二十三年九月の紀伊半島大水害が発生した後は、 大塔支所の二階で診療業務を行ってまいりました。

請負費につきましては、改修工事費として二千七百四十万円を計上いたしております。 十三節委託料につきましては、 改修工事のための設計業務委託料として百五十万円を、 管理業務委託料として五十万円を、 また十五節工事

テによる医療連携が図られることから、 を活用して、南和地域九箇所の公立へき地診療所と三病院との間でも紹介状の送受信、 十八節備品購入費五百万円につきましては、南奈良総合医療センター開業により構築される南和地域公立三病院間の医療情報ネットワーク 大塔診療所におきましても電子カルテ導入費用として計上いたしております。 診療予約、 検査データの閲覧等を行えるよう電子カル

次に、歳入につきまして、御説明を申し上げます

同ページ上段を御覧いただきたいと存じます。

まして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。 目へき地診療所施設整備事業費補助金、 三款繰入金、一項他会計繰入金、 一目一般会計繰入金、 一節へき地診療所施設整備事業費補助金六百九十六万九千円の合計三千四百四十万円を追加いたし 一節一般会計繰入金二千七百四十三万一千円と、四款国庫支出金、 項 国庫補助金

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、 御議決賜りますようお願い申し上げます。

)議長(窪 佳秀)提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「九番」の声あり)九番山口耕司議員

○九番(山口耕司)大塔診療所の改修工事は必要だと考えます。私も昨年度に現場を見させていただきまして、三階に今レントゲン室があるん ですかな。そして今の二階で先生の更衣室もないというようなところで診察を行っていただいておるわけでございます。

ここの二千七百万円という改修事業費、 大変高いと思うのですけれども、 平米単価幾らくらいになっておるのか教えてもらえますか

問では駄目ですか。 **佳秀**)山口議員、 これ厚生建設常任委員会に付託しているので、 山口議員は予算審査特別委員会におってくれるので、そこでの質

○九番(山口耕司)これ予算審査特別委員会違いますんや。厚生建設ですんや。 私、 総務文教やからさせてもらっていますんやけど、 あきまへ

○議長(窪 佳秀)はい、分かりました。稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長(稲次裕美)九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。 今回改修する面積は一四六・五平米となっています。割り算をさせていただきますと、平米単価が十八万七千円となっております。 (「九番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)九番山口耕司議員。

けるわけですね。 (山口耕司)きちっと積算をされていると思いますけれども、これから設計段階で既存のフロアーのところに仕切りを作って診療所を設 特に単価が高くなる理由は、どういった理由で…。電気工事が高くつくとか、 設計も高いけど。

○議長(窪 佳秀)稲次すこやか市民部長。

○すこやか市民部長

(稲次裕美)九番山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

部分で一部使われているところがありまして、それを完全に塗りこんでしまう工事が必要になるというのも、 なっております。後、 高くなる原因といたしまして、考えられますのが、トイレの改修、これが車椅子でも入れるように三階のトイレを大改修するということに 廊下ですとか全て車椅子で移動ができるように改修するというのが、高くなる要因の一点と、あと石綿が三階の天井の 高くなる要因になっているかと

以上、答弁とさせていただきます。(「十一番」の声あり)

○議長(窪 佳秀)十一番益田吉博議員。

〇十一番(益田吉博)大塔診療所の件は件で改修してあげたらいいと私は思います。高いとか安いとか言うつもりも何もありませんけれども、 今補正予算、なんやかんや挙がっていますけれども、今六月議会ですやろ、当初予算の組み方はどないなっとんでこれ。 から不便やし直したらあかんことは早くから分かっている話やろが。 市長でも副市長でも答えてくれたらいいけれども、 市長が最初に市長に 大塔診療所なんか前

いるから、 ないのに、まだ去年のやつ引きずっているのに、大塔はしたったらいいと私は思いますよ。それやったら当初予算に何で組まないの、これ。 いけるはずや。 なったときに、俺は補正予算は組まんと言うとったと思う。それはそれでよろしいやん。当初の予算さえきっちりしとったら九月までくらい なんか理由ありますの これは繰り越さんなんとかというのはよく分かるけれども、 何かの災害とかあったらそれはしゃないわ。 補正予算というのは。繰越にしても国からの緊急のあれで三月の末に金が入って 六月のそんな予算に、 補正予算って、 四月の当初予算でさえ使ってい

)議長(窪 佳秀)太田市長。

○市長(太田好紀)益田議員の質問にお答え申し上げます。

入られる、そういう形にするのが適当であろうという形の中から、 さんが多い、これからもっと増えていくという中で、三階にするのが本当にいいのかなと、当然車で来てすぐ降りられて、そしてすぐ診察に ですけれども、 な形の中から、いろいろといろんな形で、アンケートも多分とっていただいたと思います。その中で最終的に遅れたということになったわけ できないのかと、高齢者の皆さんですから、 齢者の人が二階で診療を受けるというのは大変違和感を感じました。それが三階になるということは、大変これはおかしいと、もっと一階で っと一階でやる。それか、そのスペースがないか。その近くで土地を探してでもやれと、再度見直せということで私が指示をしました。 が地域住民の皆さんの声だということの中で、 トをとった結果、 まず、当初予算でやるというのは基本原則ですけれども、これに対して私異議を申し上げました。というのは、 基本原則、当然当初予算に乗せるのが当然でありますけれども、それでもあそこは災害があった地域でどうしても高齢者の皆 最終的に見つからなかった。どうしても、しかしながらあそこが拠点という中で、やはり支所の中に置いてほしいという エレベーターはありますけれども、二階からまた三階に行くというようなそんな考えよりも、 最終的に三階が一番ベストだという形の中で今回上程になったということであります。 再度見直せという形の中から、二階からいろいろ探した結果、またアンケ 当然二階ということで、

○議長(窪 佳秀)質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長(窪 佳秀)以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。明日六日から十八日まで休会とし、次回十九日午前十時に再開して、議案審議を行います。

午後五時五十六分散会

